

# 第5次筑前町男女共同参画プラン

---

ともに支えあい 笑顔あふれる 筑前町

(素案)

令和8年3月

筑 前 町



はじめに

筑前町長 田頭 喜久己



# 目 次

---

## 第1章 プランの概要

1	プラン策定の趣旨	1
2	プラン策定の背景	1
	(1) 世界の取組	1
	(2) 国の取組	2
	(3) 県の取組	3
3	筑前町の取組	3
4	プランの位置付け	4
5	プランの期間	4

## 第2章 筑前町の男女共同参画の現状

1	人口等の現状	5
	(1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移	5
	(2) 家族類型別一般世帯数の推移	6
	(3) 女性の年齢階級別労働力率の推移	7
	(4) こどもがいる夫婦の共働き世帯の推移	8
2	住民意識調査結果からみた現状	9
	(1) 固定的性別役割分担意識について	9
	(2) 男女の地位の平等感について	9
	(3) 家庭内の役割分担について	11
	(4) 女性が職業をもつことについて	12
	(5) 地域活動における役割分担について	12
	(6) 女性への暴力について	15
3	中学生調査結果からみた現状	16
	(1) 固定的性別役割分担意識について	16
	(2) 学校や家庭における男女共同参画について	16
	(3) 交際相手との関係について	19

## 第3章 プランの基本的考え方

1	プランの基本理念(将来像)	21
2	プランの基本目標	22
3	プランの体系	26
4	プランとSDGsの関連性	27

---

## 第4章 プランの内容

1 重点的取組と成果指標 .....	29
2 施策の展開 .....	32

### 基本目標Ⅰ 男女が互いに尊重しあう意識づくり

主要課題Ⅰ ジェンダー平等社会の実現に向けた意識改革 .....	32
基本施策Ⅰ ジェンダー平等に関する情報の収集と広報活動 .....	33
基本施策Ⅱ ジェンダー平等社会の実現に向けた意識啓発 .....	33
主要課題Ⅱ 男女平等教育の推進 .....	35
基本施策Ⅰ 学校等における男女平等教育の推進 .....	35
基本施策Ⅱ 教職員、社会教育指導者等への意識啓発 .....	36

### 基本目標Ⅱ 男女がともに支えあうまちづくり

主要課題Ⅰ 地域における男女共同参画の推進 .....	38
基本施策Ⅰ 地域社会活動への男女共同参画の促進 .....	38
基本施策Ⅱ 地域防災における男女共同参画の推進 .....	39
主要課題Ⅱ 政策方針決定の場への女性の参画推進 .....	41
基本施策Ⅰ 女性リーダー等の人材育成推進 .....	41
基本施策Ⅱ 各種審議会等への女性参画の推進 .....	41

### 基本目標Ⅲ 男女がともに多様な生き方を選べる環境づくり

主要課題Ⅰ 男女のワーク・ライフ・バランスの推進 .....	43
基本施策Ⅰ 子育て、介護と就労との両立支援 .....	43
基本施策Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの啓発推進 .....	44
主要課題Ⅱ 女性の職業生活における活躍の推進 .....	46
基本施策Ⅰ 農業、商工自営業等の労働環境改善の促進 .....	46
基本施策Ⅱ 女性の職業能力開発と就業・起業支援 .....	47

### 基本目標Ⅳ 男女がともに豊かで安心できる暮らしづくり

主要課題Ⅰ あらゆる暴力の排除と被害者の保護 .....	48
基本施策Ⅰ DV被害者支援体制の充実 .....	48
基本施策Ⅱ あらゆる暴力や性犯罪防止に向けての啓発 .....	49
基本施策Ⅲ ハラスメント防止に向けた啓発 .....	49
主要課題Ⅱ 男女の生涯を通じた心身の健康支援 .....	51
基本施策Ⅰ 生涯を通じた健康支援 .....	51
基本施策Ⅱ 母性の保護と母子保健対策の推進 .....	52

---

主要課題3 さまざまな困難を抱える人々への支援 .....	54
基本施策1 高齢者・障がい者等が充実した生活をおくるための支援 .....	54
基本施策2 ひとり親家庭への支援 .....	55
基本施策3 困難な問題を抱える女性等への支援 .....	56
3 男女共同参画プランの推進 .....	57
(1) 推進体制の充実 .....	57
(2) プランの進行管理 .....	58
(3) 特定事業主計画の推進 .....	58

## 関連資料

- 1 筑前町男女共同参画推進条例
- 2 筑前町男女共同参画推進審議会委員名簿
- 3 第5次筑前町男女共同参画プラン策定の経過
- 4 諮問書
- 5 答申書
- 6 関連法
  - (1)男女共同参画社会基本法
  - (2)女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
  - (3)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
  - (4)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
  - (5)困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
- 7 第5次筑前町男女共同参画プラン施策項目と担当課一覧
- 8 用語解説

\*本文中(※)がついている言葉は、巻末の「用語の解説」で説明しています。





「食の都ちくぜん」マスコットキャラクター“ちくちゃん”



# 第1章 プランの概要



# 第1章 プランの概要

## 1 プラン策定の趣旨

本町では、平成18年（2006年）に制定された「筑前町男女共同参画推進条例」（以下「条例」という）に基づき、男女共同参画社会の形成を目指して、これまでに、第1次～第4次の「筑前町男女共同参画プラン」を策定し、さまざまな取組を行ってきました。その結果、令和7年（2025年）1月に実施した住民意識調査で、「男性は仕事、女性は家庭を担うべきだ」という固定的な性別役割分担意識が解消されている傾向や、女性が職業をもつことを支持する住民の増加が見られます。一方で、政治の場や社会の慣習・しきたり、家庭内での役割分担において、男女平等ではないと感じる人が多く、依然として課題が残されています。

また、法制度では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律<sup>(※)</sup>」（以下「DV防止法」という）、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律<sup>(※)</sup>」（以下「女性活躍推進法」という）等、男女共同参画に関する法や制度が改正され、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律<sup>(※)</sup>」（以下「女性支援新法」という）が制定されるなど新たな課題への対応も進められています。

本町では、少子高齢化の進展、家族形態の多様化、女性の就労者数の増加など、人々の生活環境は変化を続けています。

そこで、今日における住民意識の実態や国の施策を踏まえ、本町のすべての住民が、自分らしく生き生きと暮らすことができる男女共同参画社会をめざして、新たな「第5次筑前町男女共同参画プラン」を策定します。

## 2 プラン策定の背景

### （1）世界の取組

女性の地位向上、男女共同参画社会の実現を目指して、世界各国を牽引したのは国際連合です。

国際連合は、昭和50年（1975年）に国際婦人年世界女性会議（第1回世界女性会議）を開催し、昭和55年（1980年）に第2回、昭和60年（1985年）に第3回、平成7年（1995年）に第4回と、4回の世界女性会議を開催し、各国に女性の地位向上の取組を促しました。第4回世界女性会議（北京会議）では、「行動綱領<sup>(※)</sup>」が採択され、21世紀に向けてジェンダー<sup>(※)</sup>平等（男女共同参画）と女性のエンパワーメント<sup>(※)</sup>を目指す国際的な指針となりました。また、昭和54年（1979年）の第34回国連総会で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という）は、男女の完全な平等の達成には、社会及び家庭における男女の伝統的な役割分担を変更することが必要であることや、女性

に対する差別となる法律や規則、慣習、慣行を修正しなければならないことが謳われ、この理念は、「世界女性の憲法」と言われ、国際的なジェンダー平等の基盤となっています。

平成22年(2010年)には、国連総会決議に基づき「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women<sup>(※)</sup>)」が発足し、国連におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進が強化されました。UN Womenでは、令和7年(2025年)に北京会議から30年を迎えたことから、「北京+30行動アジェンダ」を掲げ、女性や少女の生活の質の向上を目指して、更なるジェンダー平等推進に向けた国際的なキャンペーンに取り組んでいます。

一方、国連サミットで平成27年(2015年)に採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、SDGs(持続可能な開発目標)の17の目標のうち目標5に「ジェンダー平等の実現」が掲げられ、ジェンダー平等の実現は、SDGs達成の要であるとされています。

## (2) 国の取組

我が国においては、昭和60年(1985年)に「女子差別撤廃条約」を批准し、これに伴い男女平等を進めるための関連法令が整備され、昭和61年(1986年)、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律<sup>(※)</sup>」(以下「男女雇用機会均等法」という)が施行されました。平成11年(1999年)には、「男女共同参画社会基本法<sup>(※)</sup>」が公布・施行され、同法に基づき翌年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成13年(2001年)は、内閣府に男女共同参画局が設置され、男女共同参画社会の形成に向けての推進体制が強化されました。

女性の基本的な人権擁護のための取組として、平成13年(2001年)に、配偶者からの暴力(以下「DV<sup>(※)</sup>」という)防止に向け、「DV防止法」が施行され、以後改正を重ね、女性への暴力根絶のために施策の実効性を高めてきました。また、経済的困窮やDV被害・性暴力被害など、女性を巡る課題が多様化・複雑化している状況に対処するため、「女性支援新法」が令和7年(2025年)に施行されました。

職業生活分野では、平成19年(2007年)に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス<sup>(※)</sup>)憲章」が策定され、平成30年(2028年)には、労働時間法制の見直しのため「働き方改革関連法」が成立しています。また、女性の職業生活における活躍を目的として「女性活躍推進法」が平成27年(2015年)に施行されました。

政治分野では、平成30年(2018年)に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律<sup>(※)</sup>」が施行され、さらに令和3年(2021年)に改正されるなど、女性の方針決定の場への参画の推進も図られました。

このような取組が進んでいるものの、令和7年(2025年)12月に世界経済フォーラムが発表した男女格差の度合いを示す「グローバル・ジェンダー・ギャップ指数(GGGI)<sup>(※)</sup>」は0.666で、148か国中118位と大変低く、国際社会においては、ジェンダー平等の推進で大きく後れをとっている状況にあります。

男女共同参画社会基本法に基づいて国の施策の総合的かつ計画的推進を図るための「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」が定められた「第5次男女共同参画基本計画」(令

和2年(2020年)策定)に続き、令和8年(2026年)以降の推進のための「第6次男女共同参画基本計画」が策定されました。

### (3) 県の取組

男女共同参画社会基本法の基本理念及び同法第9条にのっとり、福岡県では、平成13年(2001年)に「福岡県男女共同参画推進条例」が制定されました。さらに、平成31年(2019年)には「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例<sup>(※)</sup>」(以下「県性暴力根絶条例」という)が公布され、性暴力の根絶及び被害者の支援に関し、全国に先駆けた先進的な取組が進められてきました。

令和3年(2021年)に「第5次福岡県男女共同参画計画」が策定され、同年「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」も策定されました。令和6年(2024年)には、女性支援新法に基づき「福岡県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を策定し、関係機関や市町村との連携による支援を進めてきました。

福岡県の審議会等における女性委員の割合は、令和6年4月1日現在で42.3%、県内市町村の審議会等における女性委員の登用率は34.8%で、政策決定の場への女性の参画について数値目標を達成しています。

令和8年(2026年)には、「第6次福岡県男女共同参画計画」が策定されました。

## 3 筑前町の取組

本町においては、平成17年(2005年)に「筑前町男女共同参画推進審議会」を設置し、平成18年(2006年)、条例が制定され、同年に第1次筑前町男女共同参画プランを策定しました。このプランの推進体制として、町長を本部長とする「男女共同参画推進本部」及び関係各課代表による「男女共同参画推進担当者会」を設置し、事務局を企画課コミュニティ・男女共同参画係に置き、各課と連携を図りながら全庁的な取組を進めてきました。

また、条例第17条により、男女共同参画苦情処理委員を設置し、苦情等申出の処理体制を整えました。さらに、条例に定めた事業主の責務として、平成20年(2008年)から、指名競争入札参加資格審査申請事業者には男女共同参画推進状況の報告を求めています。

平成20年(2008年)には、「あさくら女性ホットライン<sup>(※)</sup>」を設置し、DV等女性に対する暴力に対応する相談窓口を充実しました。また、庁内の相談体制を充実するとともに、DVやハラスメントに対する理解を深めるため職員研修を行い、被害者への迅速で適切な支援に努めています。

平成24年(2012年)、「筑前町女性センター」は「筑前町男女共同参画センター『リブラ』」と名称を変更し、男女共同参画についての理解促進や女性リーダー育成に向けてのセミナーや研修、また、就業に必要な能力開発や再就職支援、起業支援に向けた各種講座の開催等、本町の男女共同参画推進の拠点として機能充実を図っています。



## 第2章 筑前町の男女共同参画の現状



# 第2章 筑前町の男女共同参画の現状

## 1

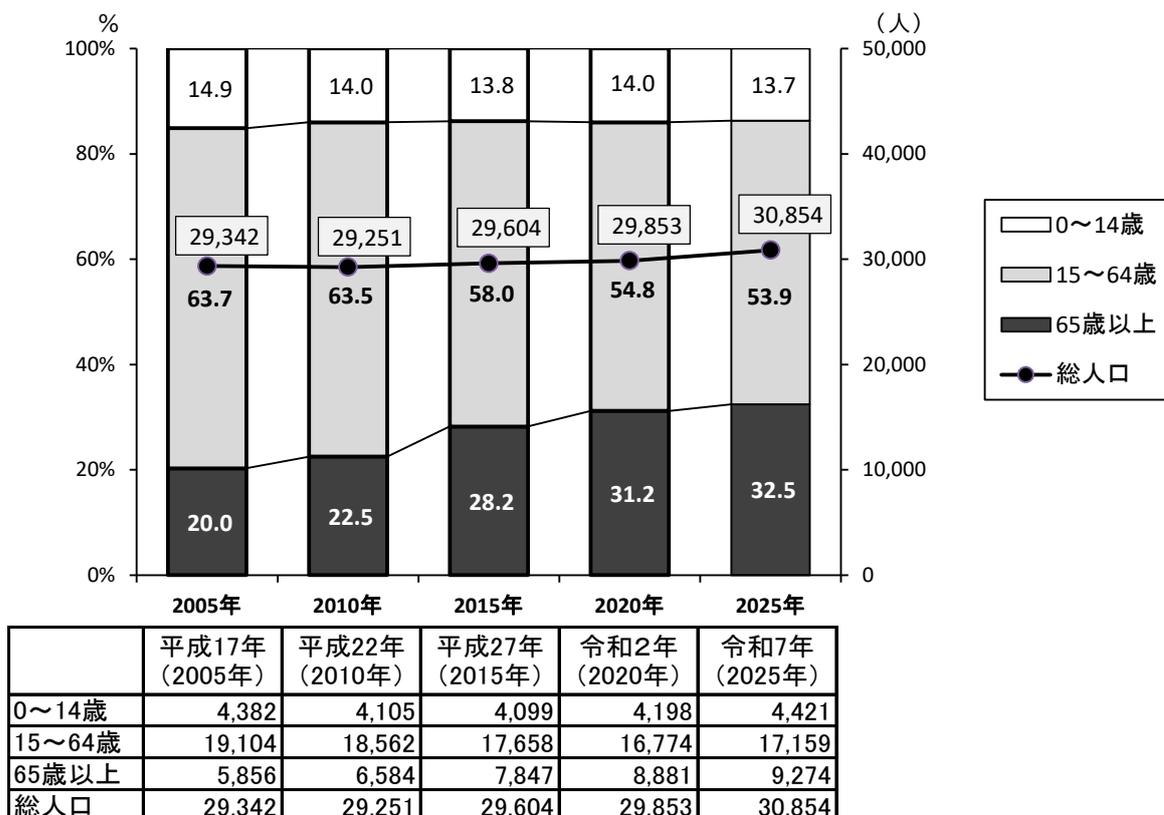
### 人口等の現状

#### (1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移

本町の人口は、平成17年(2005年)以降29,000人台で推移してきましたが、令和4年(2022年)には30,000人を超え、令和7年(2025年)には、30,854人に達し、ここ数年は微増傾向にあります。

年齢3区分別の人口割合をみると、65歳以上の人口割合は年々増加傾向にあり、令和2年(2020年)には65歳以上の割合が3割を超え、令和7年(2025年)には32.5%となっています。一方、15~64歳の人口は平成17年(2005年)の63.7%から徐々に減少し、令和7年(2025年)には53.9%となっています。0~14歳の割合は14%前後で推移しているものの本町でも少子高齢化の進行が見られます。

図表 2-1-1 総人口及び年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（3月末現在）

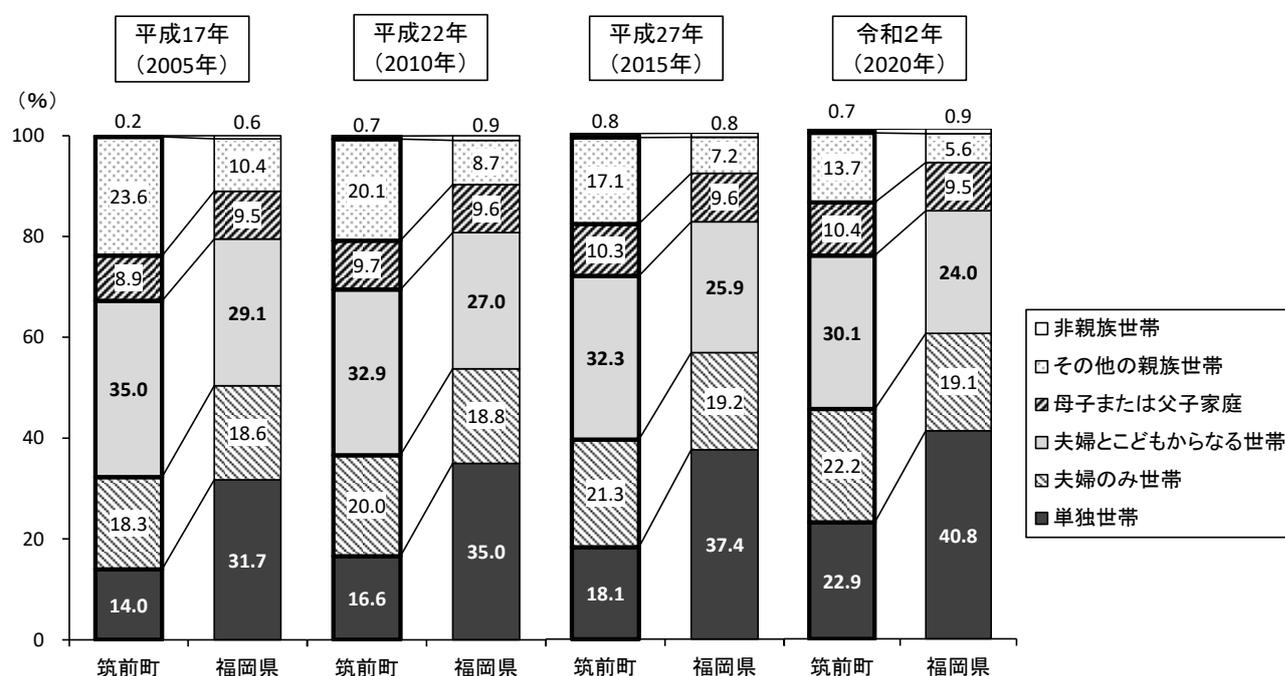
比率の合計は100%にならない場合がある。（以下同じ）

## (2) 家族類型別一般世帯数の推移

家族類型別の一般世帯数の割合をみると、「夫婦と子どもからなる世帯」については平成17年(2005年)の35.0%から令和2年(2020年)には30.1%と減少しています。一方、「単独世帯」の割合は平成17年(2005年)の14.0%から令和2年(2020年)には22.9%と増加しています。また、三世代が同居する「その他の親族世帯」の割合は平成17年(2005年)の23.6%から減少し、令和2年(2020年)には13.7%となっています。

福岡県と比べると「単独世帯」の割合が低く、「夫婦と子どもからなる世帯」や「その他の親族世帯」が多くなっています。

図表2-1-2 家族類型別一般世帯数の推移(福岡県比較)



資料: 各年国勢調査

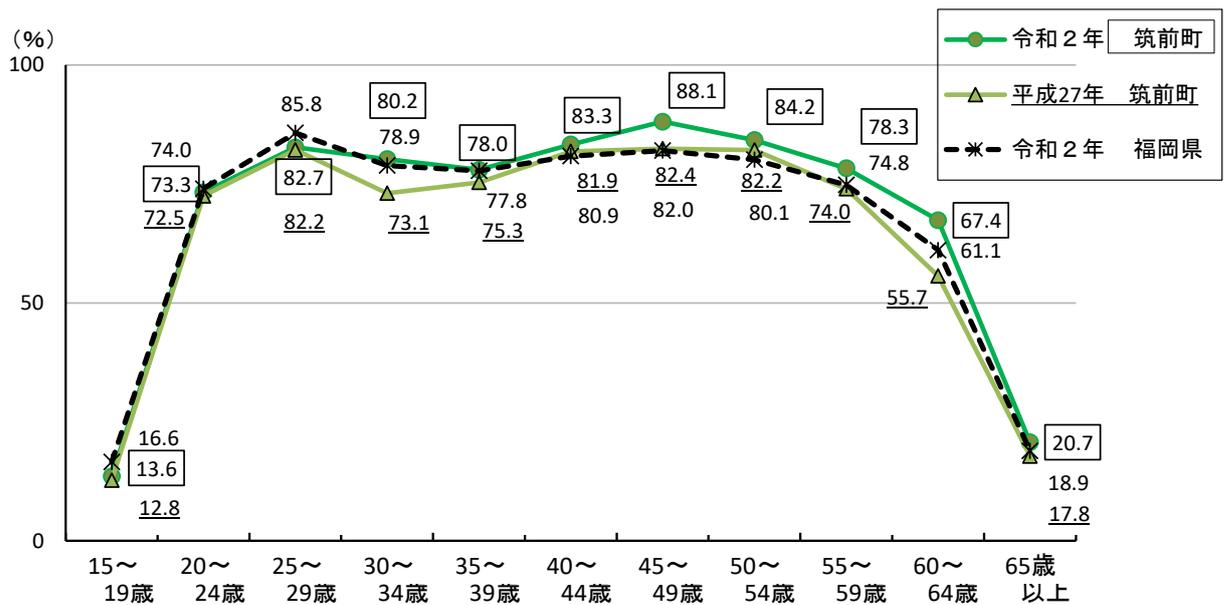
(※)一般世帯は、その世帯員の世帯主との続柄により、次のとおり区分されます。

- 親族世帯：2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯。  
なお、その世帯に同居する非親族(住み込みの従業員等)がいる場合もここに含まれます。
  - 非親族世帯：2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがない世帯。
  - 単独世帯：世帯員が1人の世帯。
- 今回は、親族世帯を4区分し、全体で6区分型としています。

(3) 女性の年齢階級別労働力率の推移

本町の女性の年齢階級別労働力率は、25～29歳は82.7%ですが、30～34歳になると80.2%、35～39歳では78.0%と減少していますが、40～44歳では83.3%と増加に転じています。結婚や出産をきっかけに仕事を辞め、子育てが一段落したら就業をするM字型就労<sup>(※)</sup>の傾向がみられます。福岡県と比べると、35歳以上の労働力率は県平均よりも高くなっています。

図表2-1-3 女性の年齢階級別労働力率の推移(福岡県比較)



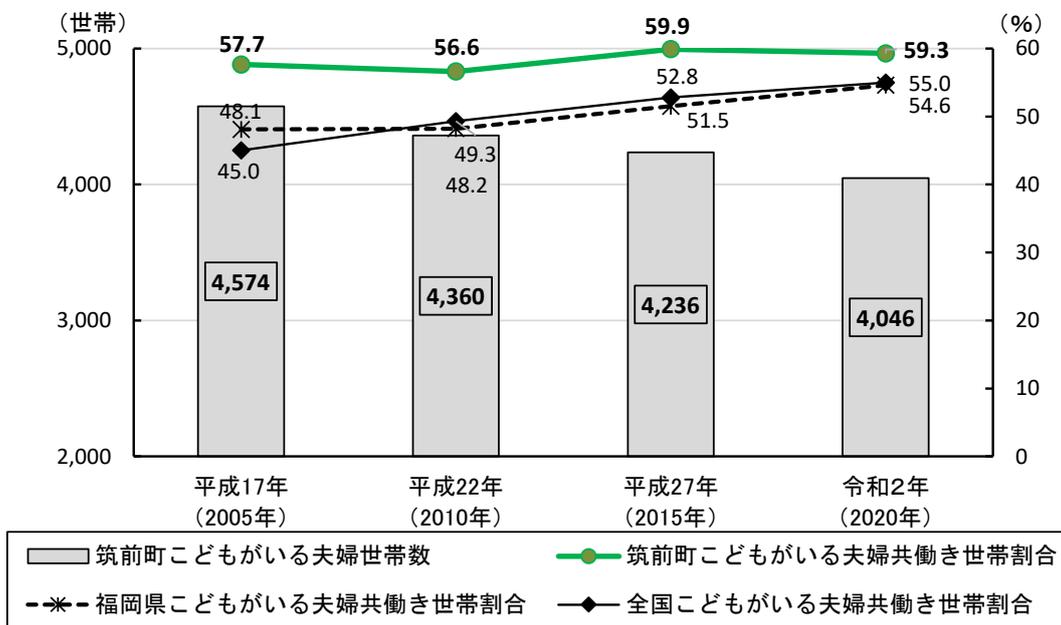
資料：国勢調査

#### (4) こどもがいる夫婦の共働き世帯の推移

本町のこどもがいる夫婦のうち共働き世帯割合の推移をみると、平成17年(2005年)の57.7%から令和2年(2020年)では59.3%と、6割近くがこどものいる共働き世帯となっています。

全国、福岡県と比較すると、全国、福岡県が5割半ばで推移しているのに比べて本町では約6割で推移しており、こどものいる共働き世帯が多いという特徴がみられます。

図表 2-1-4 こどもがいる夫婦の共働き世帯割合の推移(全国、福岡県比較)



資料：各年国勢調査

## 2 住民意識調査結果からみた現状

第5次プラン策定のために、町民を対象として男女平等に関する意識と実態を把握し、今後の男女共同参画の施策推進の基礎資料を得ることを目的として本調査を実施しました。

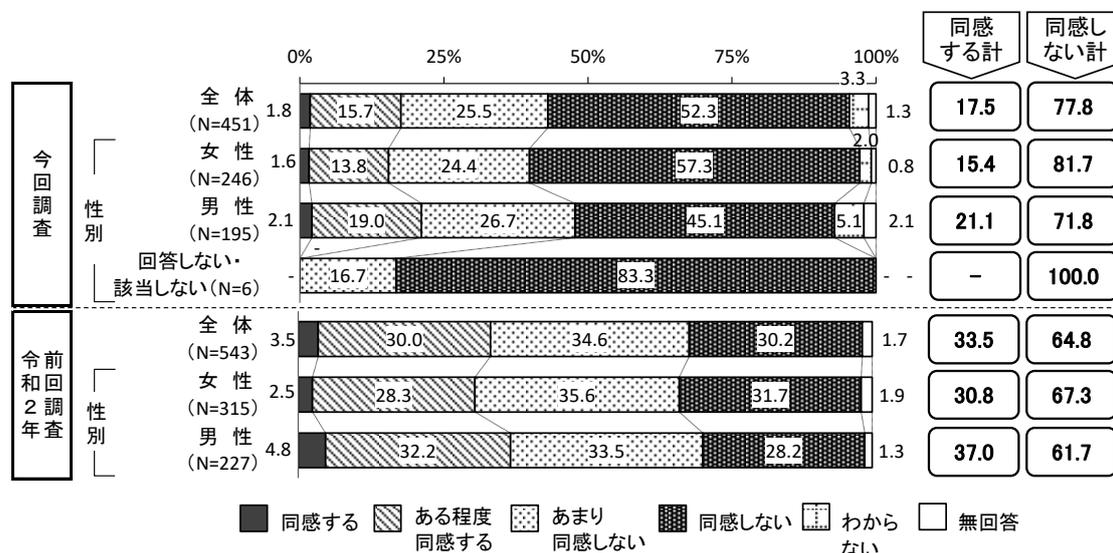
### ■調査の性格

- (1) 調査地域 筑前町全域
- (2) 調査対象 20歳以上の男女1,500人
- (3) 調査方法 郵送法、インターネット回答併用
- (4) 調査期間 令和7年1月20日～2月10日
- (5) 回答率 有効回収数 451人(内インターネット回答84人)

### (1) 固定的性別役割分担意識について

「男は仕事、女は家庭を担うべきだ」という固定的性別役割分担意識については、男女とも『同感しない』が7割を超えています。特に女性で81.7%と高く、令和2年(2020年)9月に実施された前回調査(以下「前回調査」という)と比較すると、男女とも『同感しない』が増加しています。特に女性は14.4ポイントと増加しており、女性の固定的性別役割分担を容認しない意識が高まっています。

図表2-2-1 「男は仕事、女は家庭」を担うべきだ[全体、性別](前回調査比較)



注: 『同感する』は、「同感する」+「ある程度同感する」の合計  
 『同感しない』は、「同感しない」+「あまり同感しない」の合計

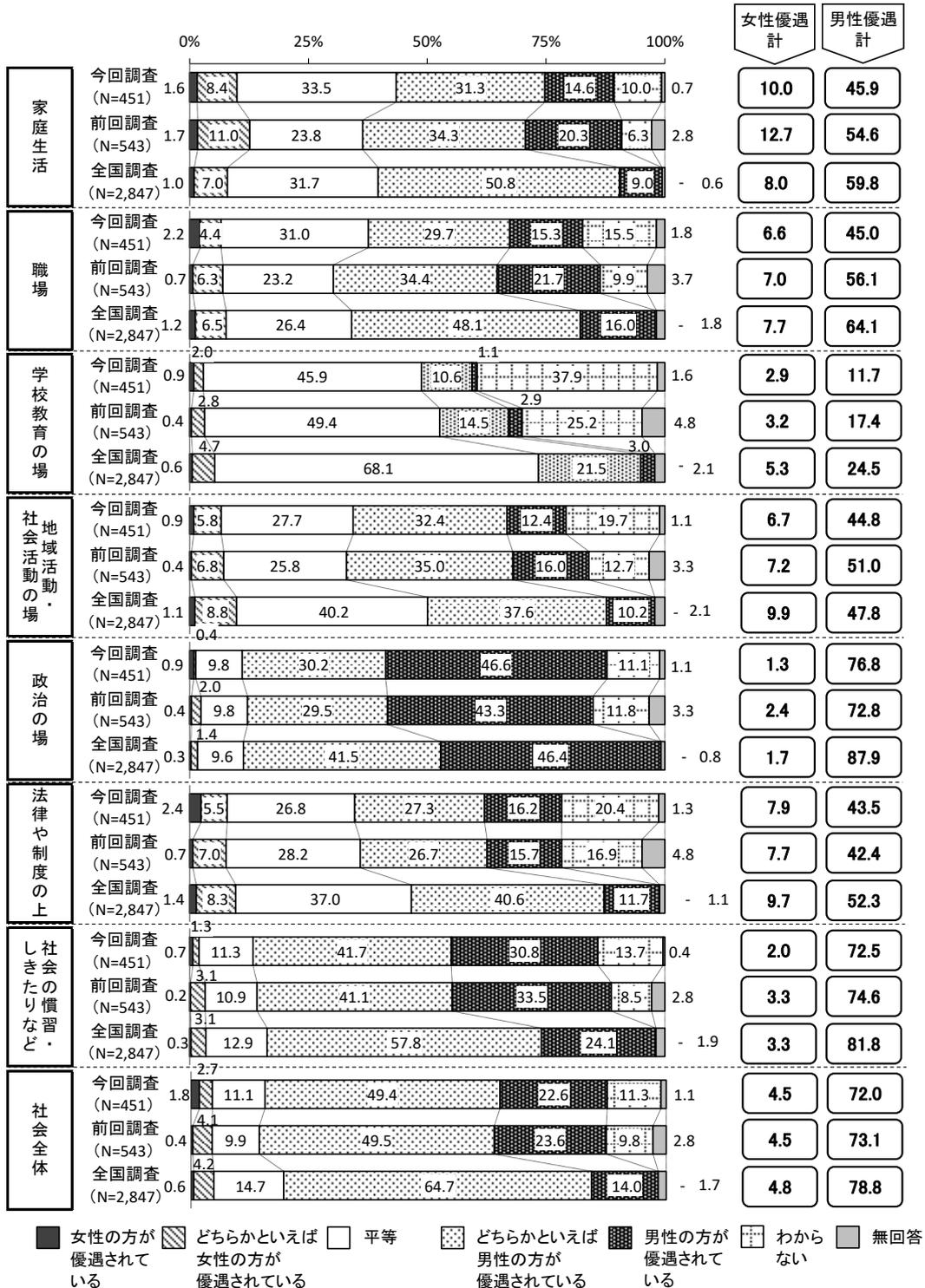
資料:筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」(令和6年度)

### (2) 男女の地位の平等感について

男女の地位の平等感については、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」をあわせた『男性優遇』が高いのは「政治の場」や「社会の慣習・しきたりなど」、「社会全体」などで7割を超えています。前回調査と比べると、「家庭生活」「職場」

では、「平等」が増加しています。「地域活動・社会活動の場」では『男性優遇』が減少しています。これら以外の分野では前回調査とあまり変わらない結果となっています。身近な場での平等感が高まっている傾向がうかがえます。

図表2-2-2 男女の地位の平等感[全体](前回・全国調査比較)



※「地域活動・社会活動」は全国調査では「自治会やNPOの地域活動の場」

注: 『女性優遇』は、「女性の方が優遇されている」+「どちらかといえば女性の方が優遇されている」の合計  
『男性優遇』は、「男性の方が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計

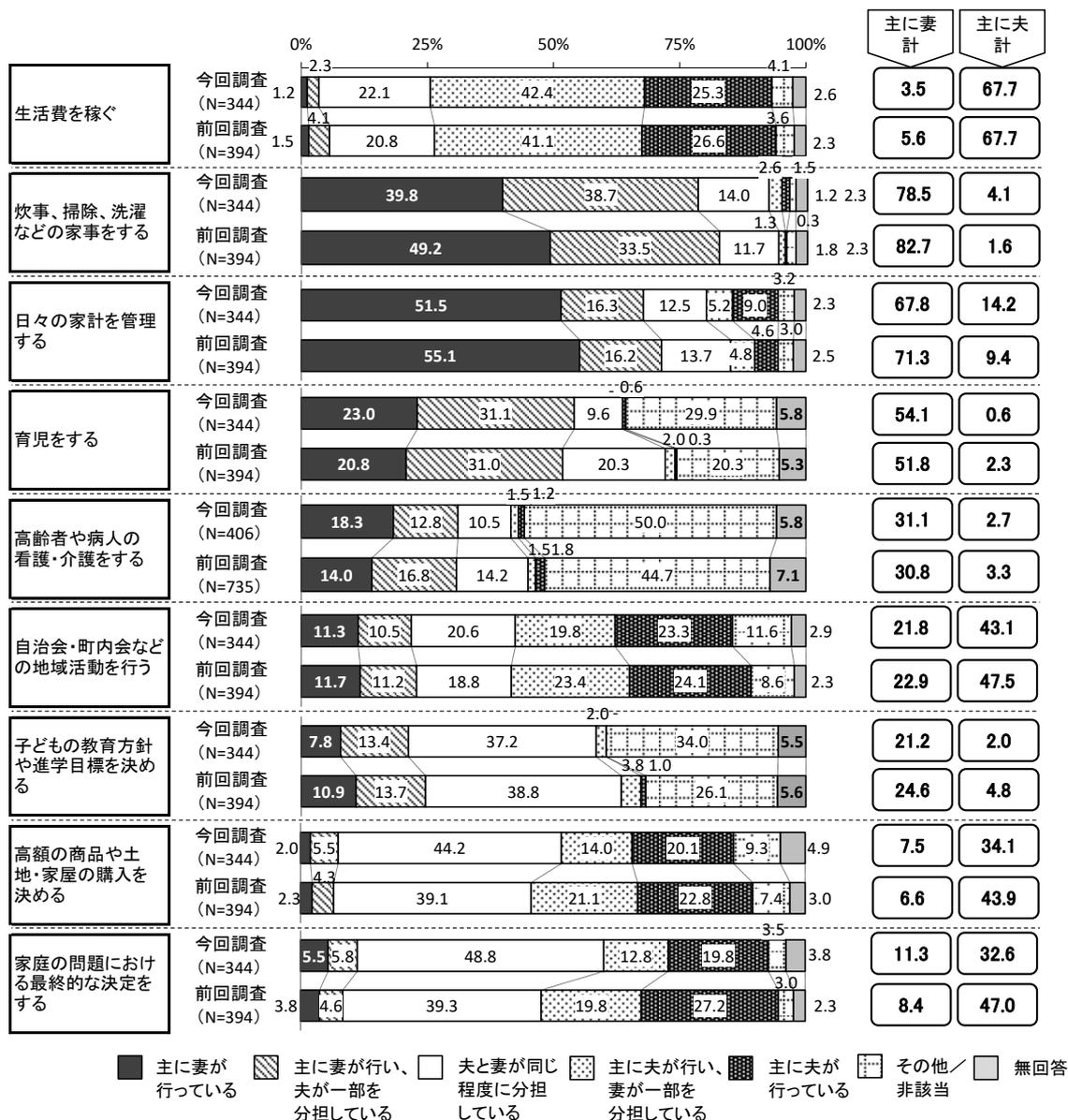
資料: 筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」(令和6年度)

(3) 家庭内の役割分担について

現在、配偶者・パートナーと同居している人の家庭内の役割分担では、『主に夫』の割合は「生活費を稼ぐ」67.7%、「自治会・町内会などの地域活動を行う」43.1%などで高くなっています。『主に妻』の割合は「炊事、掃除、洗濯などの家事をする」78.5%、「日々の家計を管理する」67.8%、「育児をする」54.1%などで高くなっています。

前回調査と比べると、「炊事、掃除、洗濯などの家事をする」については、「主に妻が行っている」の割合が減少し、「主に妻が行い、一部を夫が分担している」「夫と妻が同じ程度」が増えて、夫の参画がやや増えている状況がうかがえます。

図表2-2-3 家庭内の役割分担[全体](前回調査比較)



注：『主に妻』は、「主に妻が行っている」+「主に妻が行い、一部を夫が分担している」の合計  
『主に夫』は、「主に夫が行っている」+「主に夫が行い、一部を妻が分担している」の合計

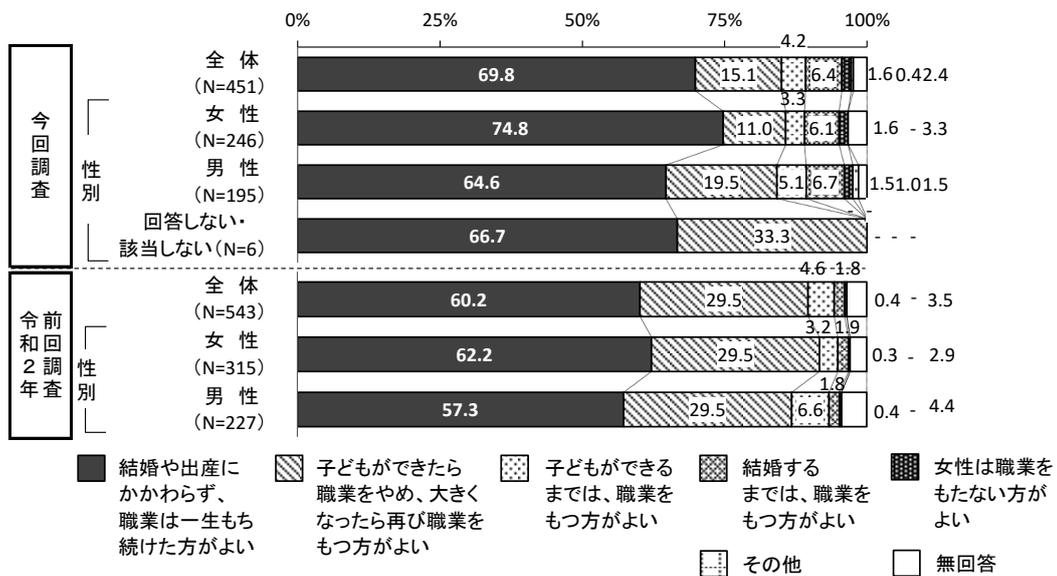
資料：筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」(令和6年度)

#### (4) 女性が職業をもつことについて

女性が職業をもつことについては、「結婚や出産にかかわらず、職業は一生もち続けた方がよい」は女性では7割半ば、男性では6割半ばと高く、特に女性においては、前回調査より12.6ポイント高くなっています。また「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」という中断・再就職は女性では1割、男性では2割にとどまり、前回調査よりも低くなっています。

この10年で女性の就労継続を支持する意識の変化は顕著です。

図表2-2-4 女性が職業をもつことについて[全体、性別](前回調査比較)



資料：筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」(令和6年度)

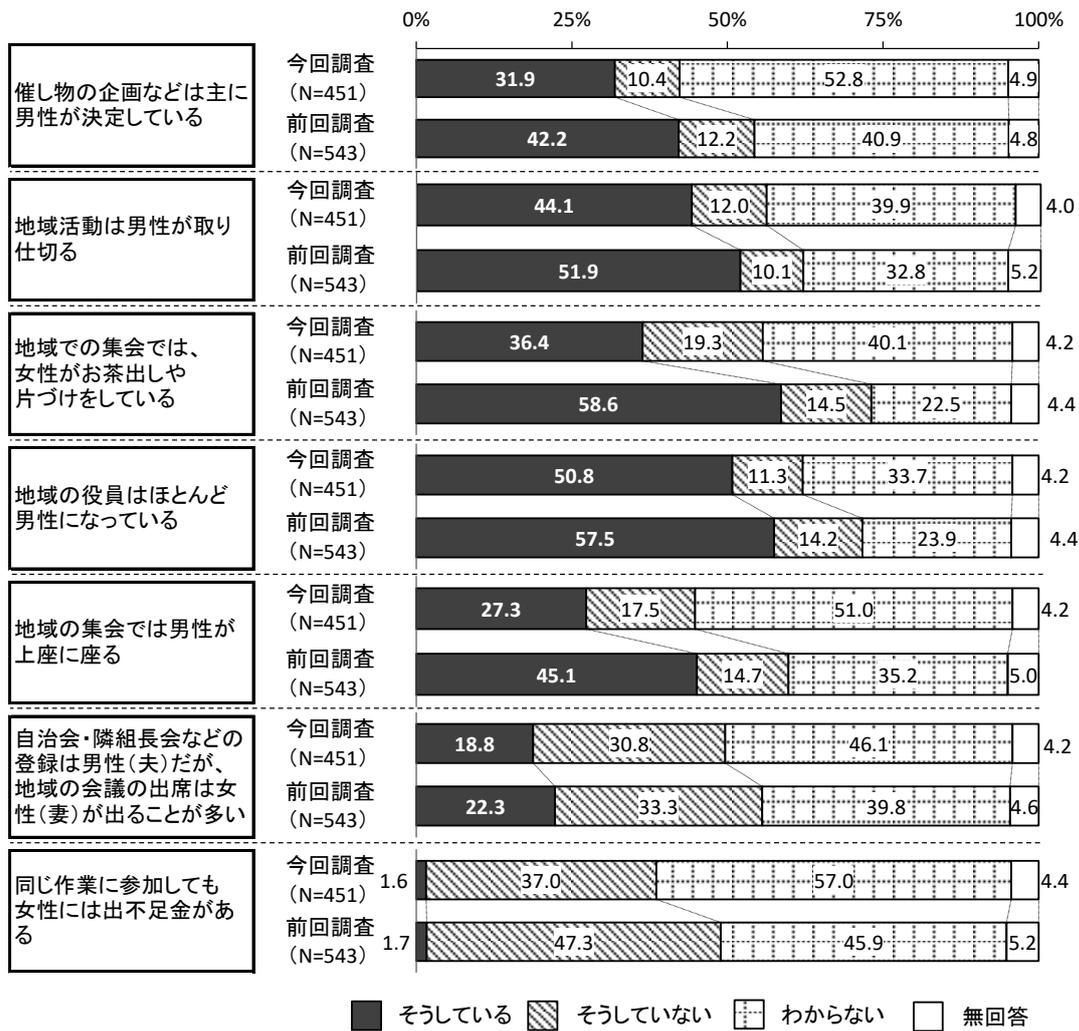
#### (5) 地域活動における役割分担について

##### ①地域活動における男女の役割分担

地域活動における男女の役割分担の現状では、「地域の役員はほとんど男性になっている」50.8%、次いで「地域活動は男性が取り仕切る」44.1%、「地域での集会では、女性がお茶出しや片づけをしている」36.4%等で、男女ともに「そうしている」の割合が高くなっています。

前回調査と比べると、いずれの項目も「わからない」が増え、「そうしている」が減っています。特に「地域での集会では、女性がお茶出しや片づけをしている」が22.2ポイント、「地域の集会では男性が上座に座る」は17.8ポイントと大幅に減少しています。

図表 2-2-5 地域活動における男女の役割分担[全体](前回調査比較)

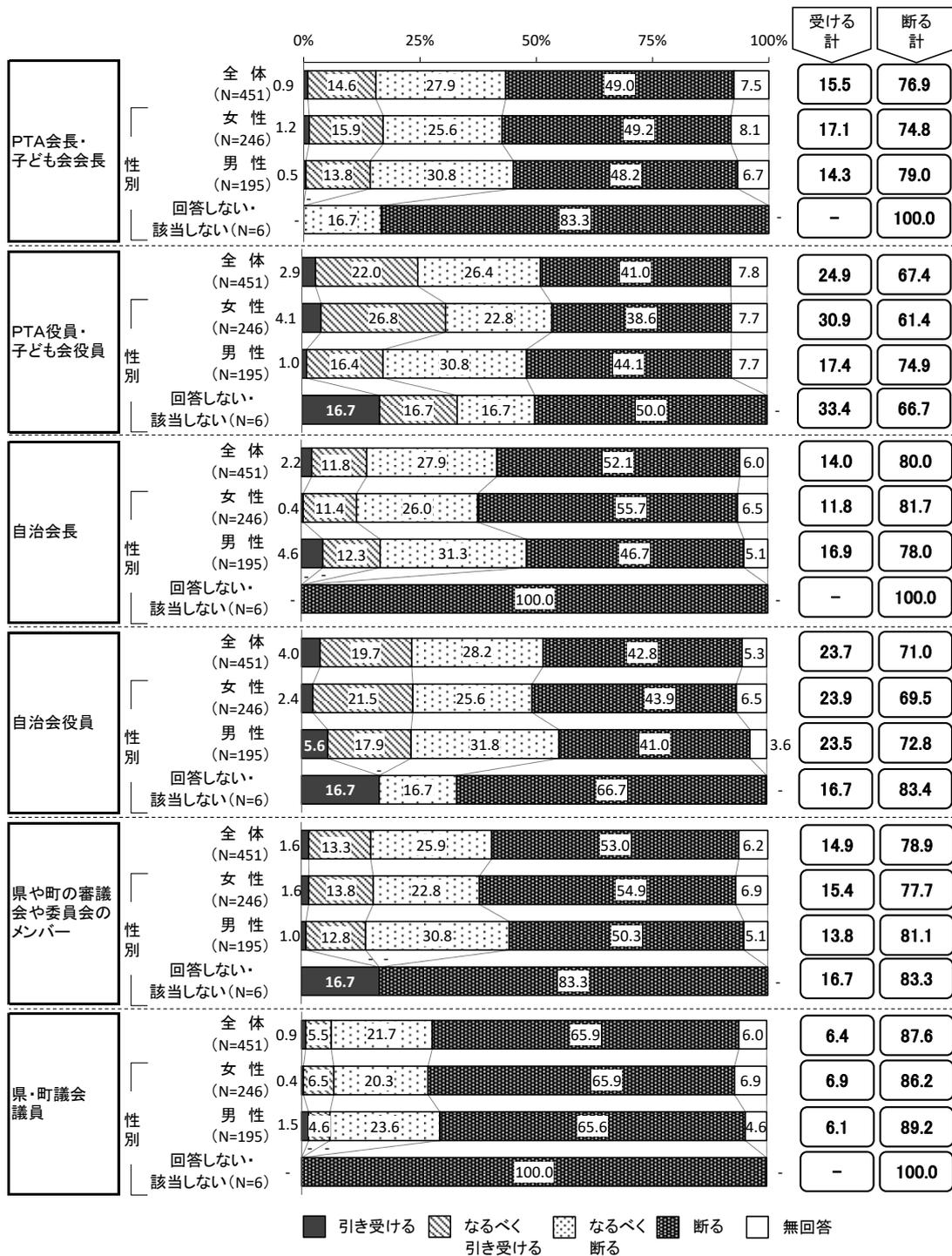


資料：筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」(令和6年度)

②役職、公職への就任や立候補の依頼への対応

地域の役職や公職への就任や立候補を依頼された場合の対応として、『受ける』の割合は、「PTA役員・子ども会役員」は女性30.9%、男性17.4%で、女性の方が13.5ポイント上回っています。「自治会役員」では、女性23.9%、男性23.5%と『受ける』の割合は2割を超えており、『長』のつく職より、『役員』の方が受ける女性は多い傾向がうかがえます。

図表 2-2-6 役職、公職への就任や立候補の依頼への対応[全体、性別]



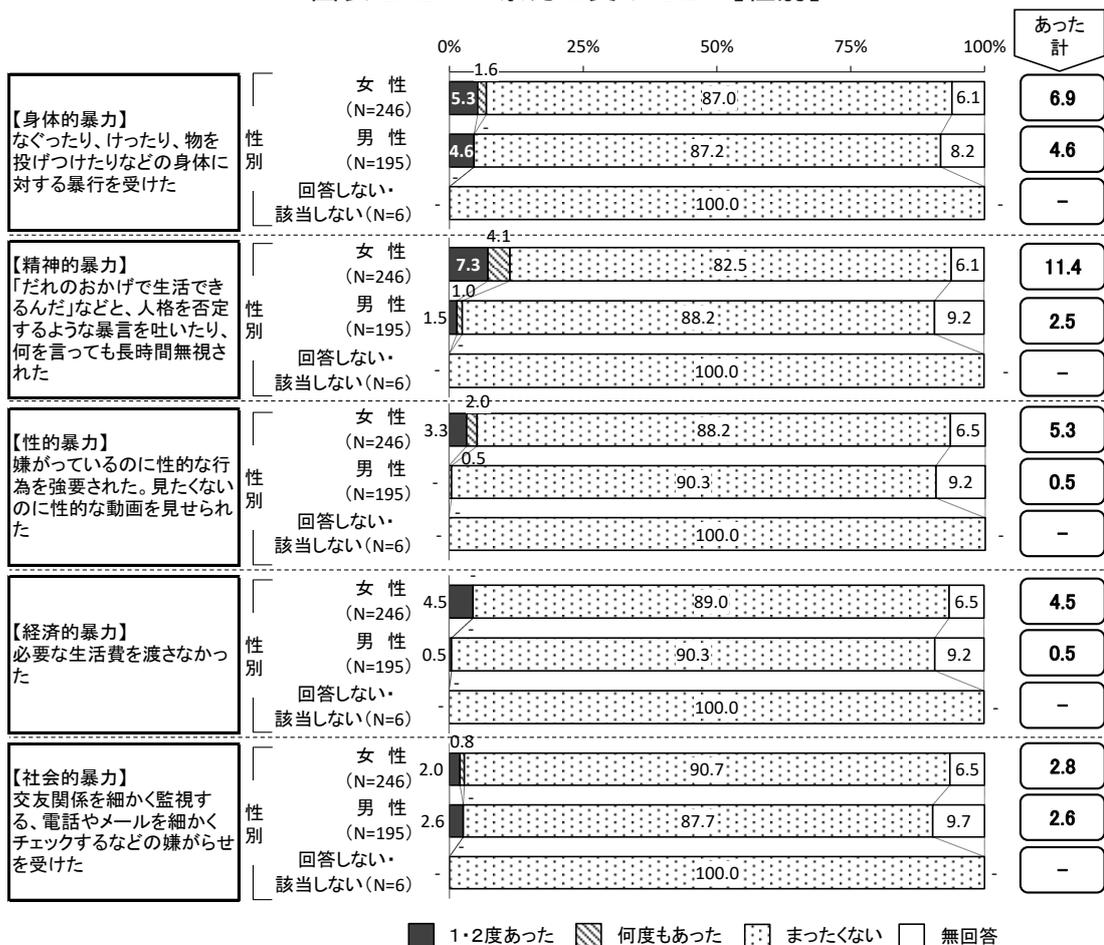
注: 『受ける』は、「引き受ける」+「なるべく引き受ける」の合計  
『断る』は、「断る」+「なるべく断る」の合計

資料: 筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」(令和6年度)

(6) 女性への暴力について

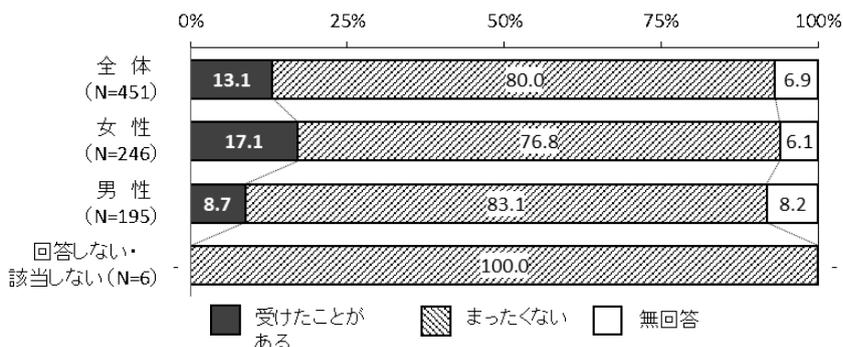
これまでDVを受けた経験については、「身体的暴力」「精神的暴力」「性的暴力」「経済的暴力」「社会的暴力」のいずれも女性の方が、男性より受けたという割合が高くなっています。特に「精神的暴力」が女性では高くなっており、「社会的暴力」では男性も女性と同じ程度に受けています。また、5種類の暴力のいずれか一つでも受けた経験がある人は13.1%で、女性の「受けたことがある」は17.1%と男性の8.7%より8.4ポイント高くなっています。

図表 2-2-7 暴力を受けたこと[性別]



注：『あった』は、「1・2度あった」+「何度もあった」の合計

図表 2-2-8 暴力を受けたこと(まとめ)[全体、性別]



資料：筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」(令和6年度)

### 3

## 中学生調査結果からみた現状

第5次プラン策定のために、中学2年生を対象として男女平等に関する意識と実態を把握し、今後の男女共同参画の施策推進の基礎資料を得ることを目的として本調査を実施しました。

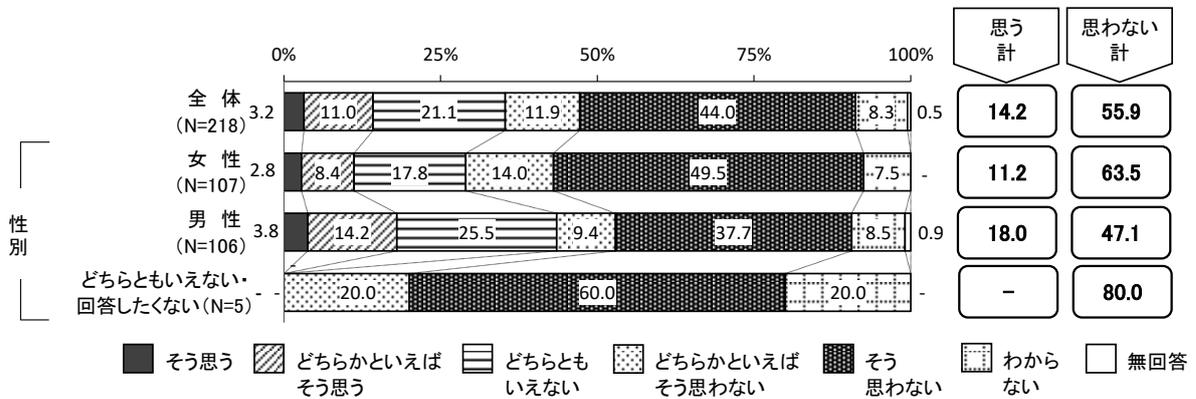
### ■調査の性格

- (1) 調査対象 町内中学校の2年生270人
- (2) 調査方法 インターネット回答
- (3) 調査期間 令和7年2月10日～2月20日
- (4) 回答率 有効回答数218(回答率80.4%)

### (1) 固定的性別役割分担意識について

「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識については、『そう思う』は14.2%で、『思わない』は55.9%となっています。「どちらともいえない」21.1%、「わからない」8.3%でした。特に、女子生徒では『思わない』は63.5%、男子生徒では47.1%で、男子生徒が16.4ポイント低くなっています。男子生徒では「どちらともいえない」が25.5%と、女子生徒より7.7ポイント高くなっています。固定的性別役割分担意識について、女子生徒の方が否定的で、男子生徒では考え方を留保する傾向がみられます。

図表 2-3-1 「男は仕事、女は家庭」という考え方について[全体、性別]



注: 『思う』は、「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」の合計  
 『思わない』は、「そう思わない」+「どちらかといえばそう思わない」の合計

資料: 筑前町「男女共同参画に関する中学生調査」(令和6年度)

### (2) 学校や家庭における男女共同参画について

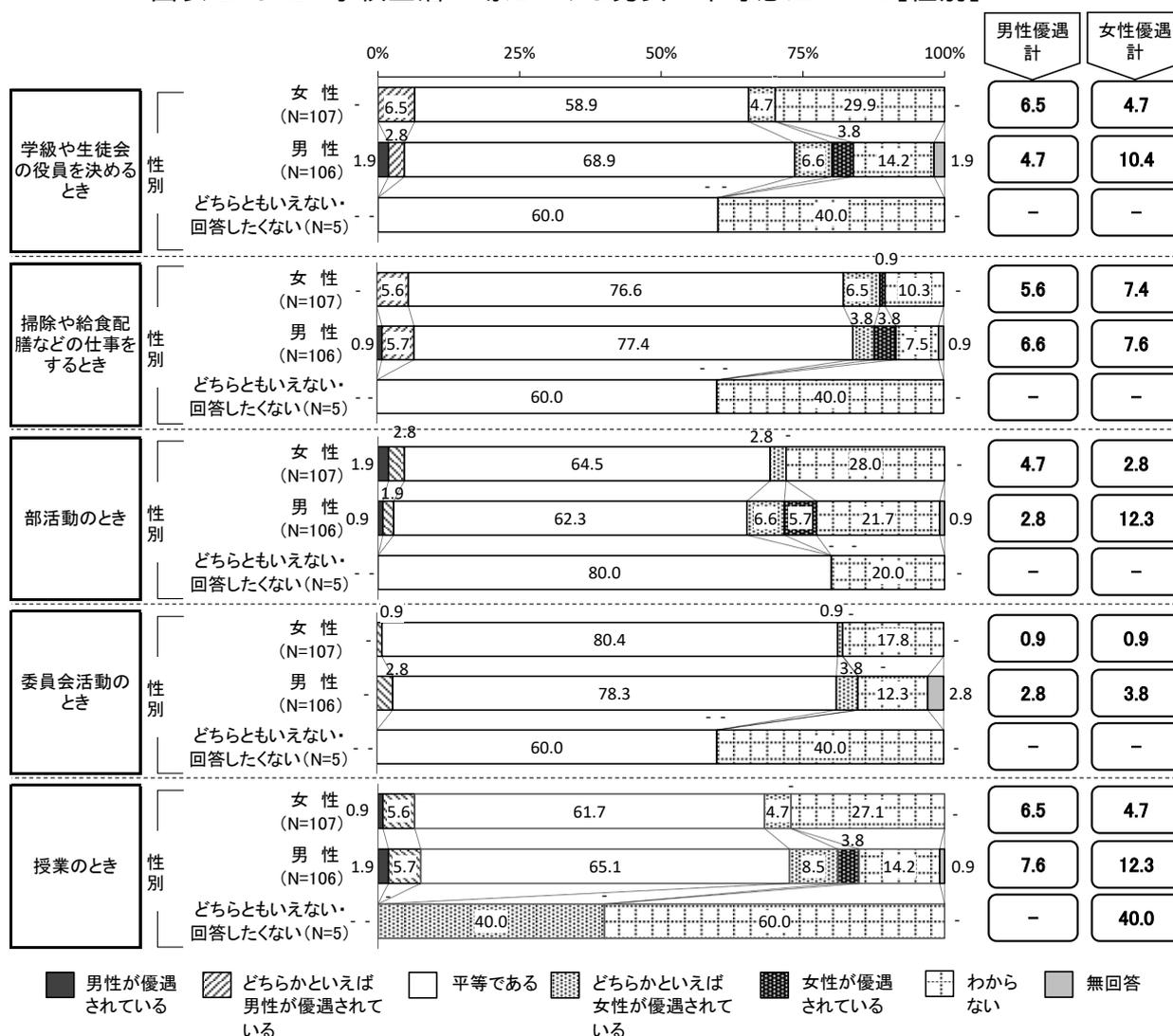
#### ①学校生活の場における男女の平等感について

学校生活の5つの場における男女の平等感については、「平等である」という回答は、「委員会活動のとき」が男女ともに約8割で最も高く、次いで「掃除や給食配膳などの仕事をするとき」が、男子生徒も女性も7割半ばで高くなっています。「学級や生徒会の役員を決めるとき」は女

子生徒では約6割で最も低く、男子生徒は約7割で3番目に高い項目で、最も男女の差が大きくなっています。「部活動のとき」「授業のとき」は男女とも6割を超えています。

『女性優遇』という回答は、男子生徒は5つ全ての場面で女子生徒より高くなっています。

図表 2-3-2 学校生活の場における男女の平等感について[性別]



注:『男性優遇』は、「男性の方が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計  
 『女性優遇』は、「女性の方が優遇されている」+「どちらかといえば女性の方が優遇されている」の合計

資料:筑前町「男女共同参画に関する中学生調査」(令和6年度)

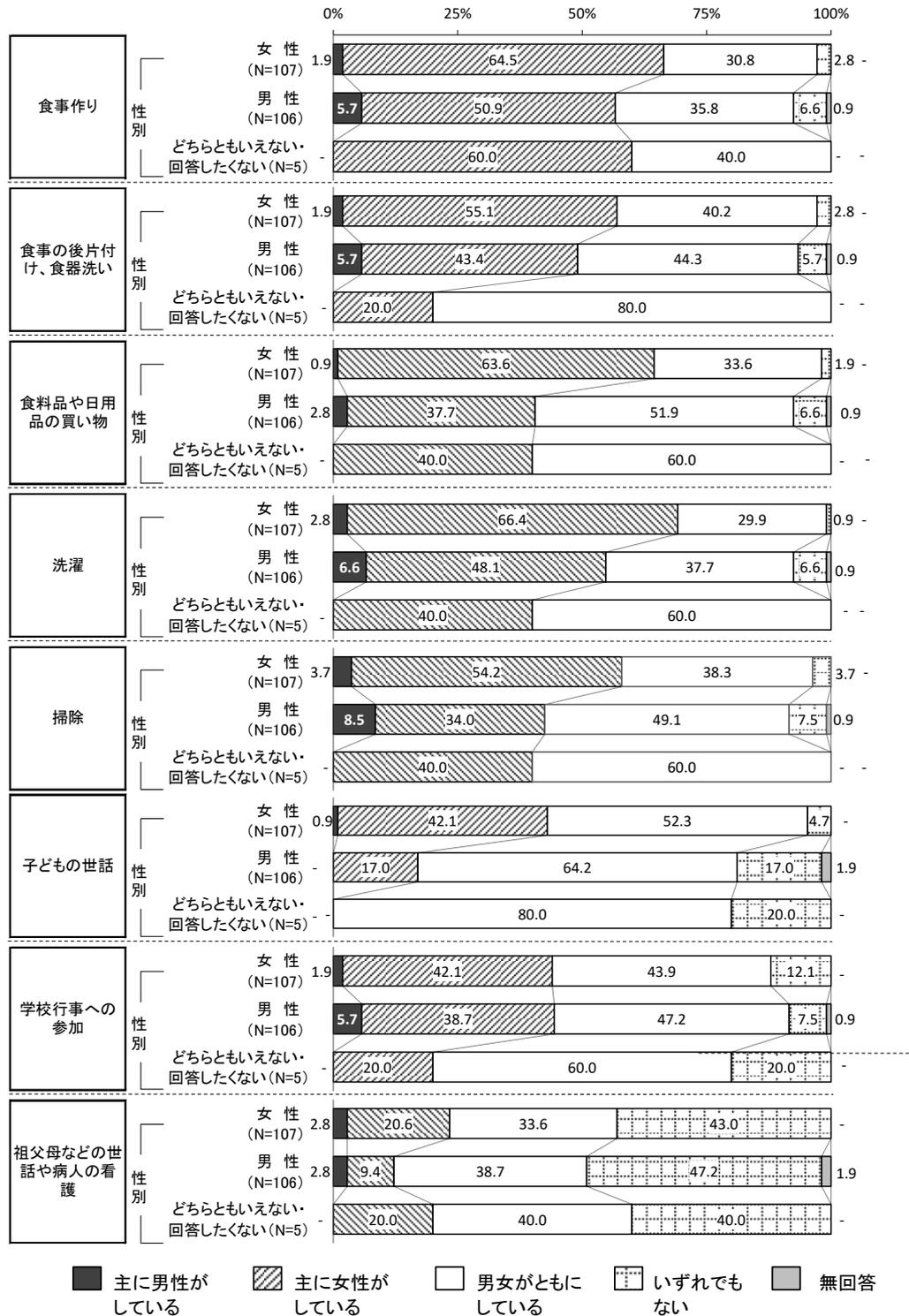
## ②家庭における男女の役割分担

家庭内の5つの家事について、「主に女性がしている」は、5つすべてで男女とも高くなっていました。特に洗濯や食事などは女子生徒の方が男子生徒より高くなっており、男子生徒では「男女がともにしている」という割合が高くなっていました。

また、「祖父母などの世話や病人の看護」や「こどもの世話」といったケア役割についても、「主に女性」は、女子生徒は男子生徒より割合が高く、「男女がともにしている」という割合は男子生徒が女子生徒よりも高くなっていました。家庭における家事やケア役割の担い手は、女子

生徒にとっては主に女性、男子生徒にとっては男性も参画しているという、性別によって認識が異なる傾向がうかがえます。住民意識調査でも、家庭内の家事は女性の方が「主に女性」という認識が高く、家事は女性の仕事という認識は女子生徒にも共通している状況があります。

図表 2-3-3 家庭における男女の役割分担 [性別]



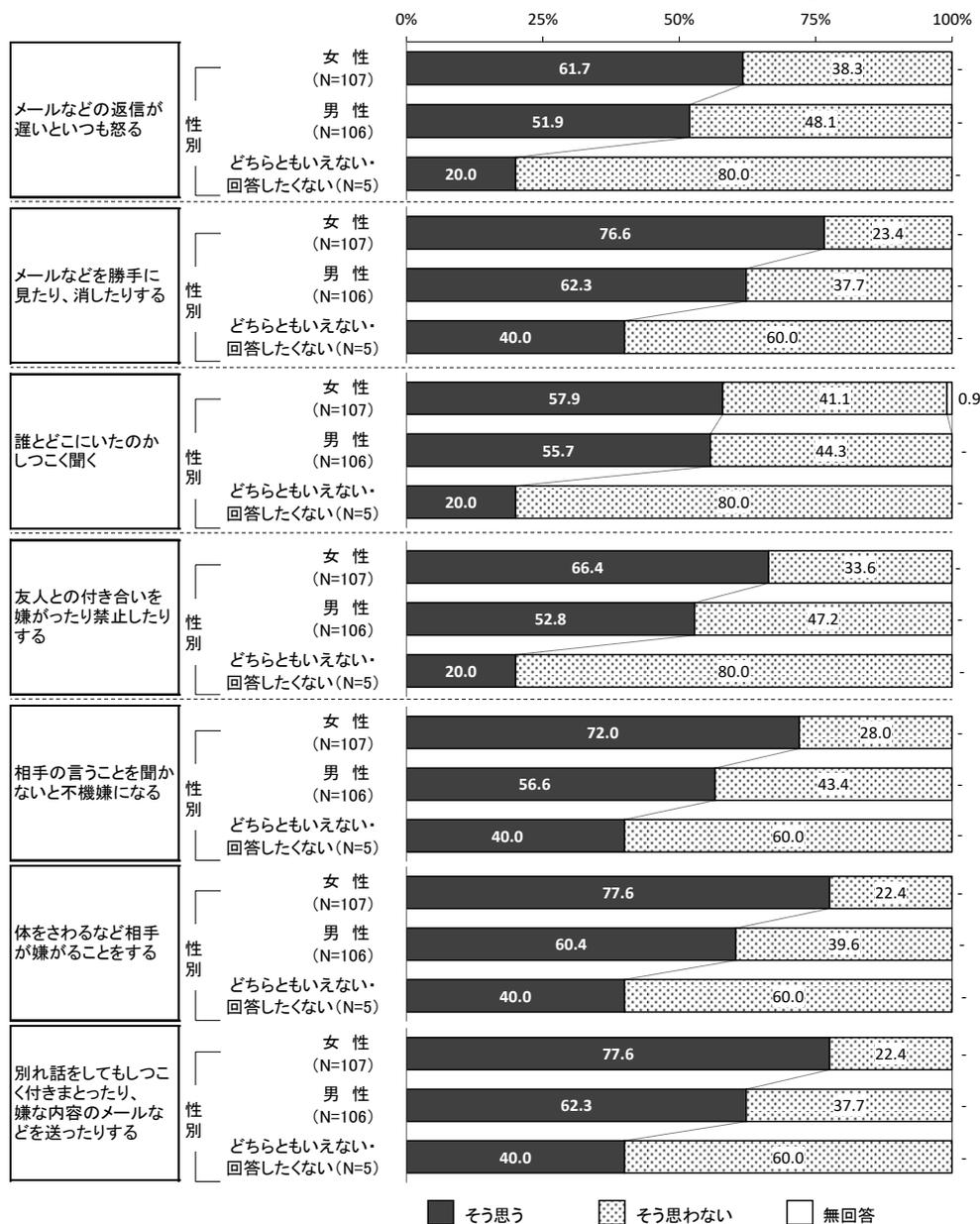
資料：筑前町「男女共同参画に関する中学生調査」(令和6年度)

(3) 交際相手との関係について

①恋人同士で行われた時に暴力と思うもの

恋人同士で行われる暴力、いわゆるデートDVにあたる行為について暴力と思うかどうかを尋ねたところ、すべてのデートDVに対し女子生徒の方が男子生徒よりも「そう思う」が高く、暴力に関する認識は女子生徒の方が高いことがわかりました。特に、「体をさわるなど相手が嫌がることをする」という行為は、身体的暴力であることが明白ですが、「そう思う」は男子生徒の方が女子生徒よりも17.2ポイントも下回り、問題といえます。「相手の言うことを聞かないと不機嫌になる」「別れ話をしてもしつこくつきまどったり、嫌な内容のメールなどを送ったりする」などの精神的暴力についても男子生徒の方が女子生徒より低くなっていました。恋人同士であっても暴力は許されないという理解についてはさらなる啓発が求められ、特に若年男性の意識を高める必要性があります。

図表 2-3-4 恋人同士で行われた時に暴力と思うもの[性別]



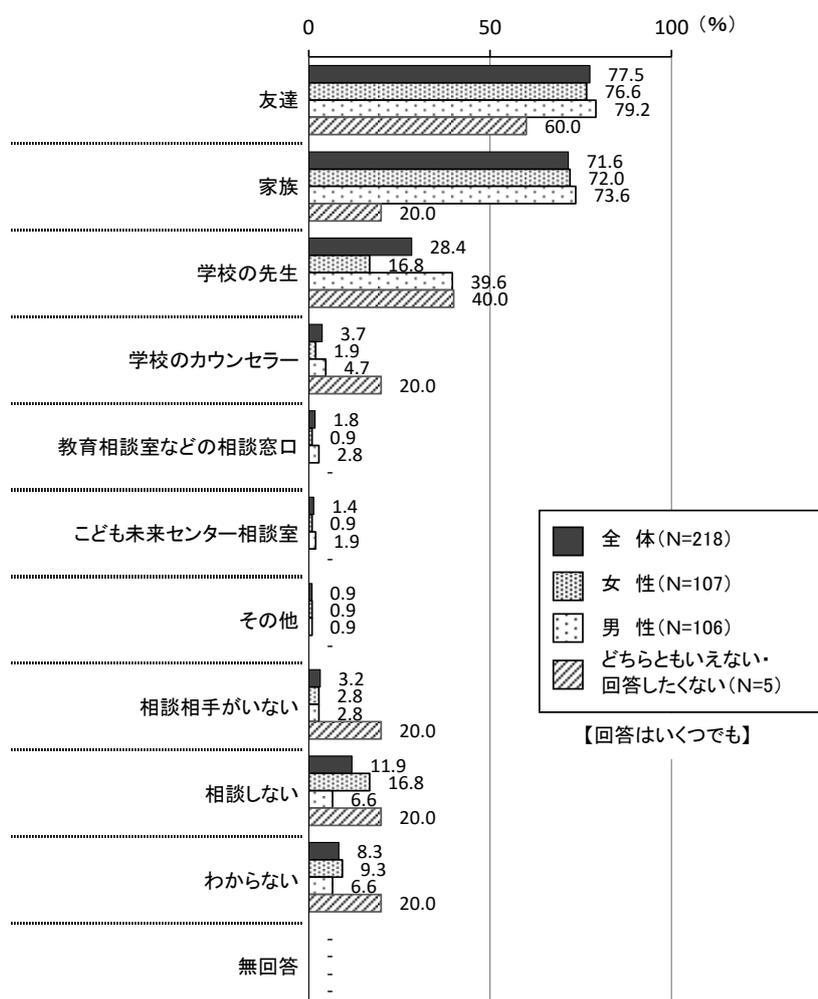
資料:筑前町「男女共同参画に関する中学生調査」(令和6年度)

## ②困ったときの相談先

困ったときの相談相手について「友達」77.5%と「家族」71.6%が高くなっています。「学校の先生」は28.4%、「相談しない」は11.9%となっています。

性別で見ると、女子生徒は「友達」76.6%、「家族」72.0%、「学校の先生」が16.8%で、「相談しない」も16.8%と高くなっています。男子生徒は「友達」79.2%、「家族」73.6%、「学校の先生」39.6%が高く、「相談しない」と「わからない」が6.6%、「相談相手がいない」は2.8%です。

図表2-3-5 困ったときの相談先[全体、性別]



資料：筑前町「男女共同参画に関する中学生調査」(令和6年度)

## 第3章 プランの基本的考え方



## 第3章 プランの基本的考え方

### 1 プランの基本理念(将来像)

我が国では日本国憲法において、すべての国民は個人として尊重され、法の下に平等であり、基本的人権は侵すことのできない永久の権利であるとされています。だれもが、性別に関わりなく差別されることのない平等な存在です。

本町においても、性別等によって差別や困難に直面することがないよう、一人ひとりの個性や能力が存分に発揮できる環境整備を行い、活力ある社会を実現していかなければなりません。

すべての住民が自らを誇り、それぞれの性を尊重し、対等なパートナーシップのもと、自分らしく、生き生きと暮らすことができる男女共同参画社会を目指して、「ともに支えあい 笑顔あふれる 筑前町」を基本理念(将来像)に掲げて、本町の男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。

**ともに支えあい 笑顔あふれる 筑前町**

## 2 プランの基本目標

本プランにおいて本町の目指す基本理念(将来像)の実現に向けて、次の4つの基本目標を掲げて取組を進めます。

### 基本目標Ⅰ 男女が互いに尊重しあう意識づくり

社会や文化の中で作られた「男性らしさ、男性らしいあり方」「女性らしさ、女性らしいあり方」を「ジェンダー(社会的性別)」といい、人の生き方や可能性を制限し、不平等を生み出すことがあります。「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識にジェンダー意識は代表されます。

住民意識調査では、固定的性別役割分担意識は全体的には解消される傾向となっていました。家庭内の家事は主に女性が担っていると約8割が認識しており、中学生調査でも、家事は女性が担っているという認識は高く、女子生徒の方が男子生徒よりもその傾向は強くなっていました。意識の面では「男は仕事、女は家庭」が解消されたとしても、実態の面では女性が家事を担っており、こどものいる共働き世帯の割合が高くなっていることから、女性の負担感が大きくなるおそれがあります。また、住民意識調査では「社会通念・慣習・しきたりなど」「社会全体」を『男性優遇』と感じる割合は7割を超えていました。

ジェンダー平等社会の実現に向けて、性別役割分担意識の払拭のみならず、行動面において家庭や学校、職域、地域など様々な場における男女共同参画の推進につながる啓発を進めます。そのために、社会制度や慣行の見直しを進めるとともに、次世代を担う子どもたちが自身の可能性や関心に沿った将来を選択できるよう、教育現場や生涯学習の場などで広報・啓発、また研修等を実施し、あらゆる年代において男女共同参画の意識づくりを推進します。

■主要課題1 ジェンダー平等社会の実現に向けた意識改革

■主要課題2 男女平等教育の推進

## 基本目標Ⅱ 男女がともに支えあうまちづくり

社会の急激な変化に対応し、町政や地域コミュニティの課題を解決するためには、政策や方針の決定の場に、性別や年齢などの属性に関わらず、様々な人が参画し、多様な視点や立場からの意見が反映されることは不可欠です。

地域活動や町政など、様々な場において多様な視点や立場からの意見が反映されるように、政策方針決定過程へ性別にかかわらず誰もが平等に参画できるまちづくりを目指します。これまでの取組に引き続き、男女共同参画の視点による地域活動や住民団体活動を支援していきます。指導的立場にある女性リーダーの育成や、地域への情報提供、啓発を通じて、女性の登用促進に向けて取り組みます。また、多様化する住民のニーズを踏まえ、男女共同参画の視点を取り入れた地域における防災体制を促進します。女性が決定の場に参画する必要性を啓発し、女性の意識改革を進めるとともに、審議会等への女性の参画に向けて、人材の育成に努めます。

- 主要課題1 地域における男女共同参画の推進
- 主要課題2 政策方針決定の場への女性の参画推進

## 基本目標Ⅲ 男女がともに多様な生き方を選べる環境づくり

女性活躍推進法では、職業生活において女性が本来持っている能力と個性を十分に発揮できるような労働環境への改善が求められています。また、男女共同参画や女性活躍の視点を家庭や地域等生活の場にも広げることが重要であるとされています。さらには、国の第4次男女共同参画基本計画以降、男性の長時間労働を前提とし、既婚女性は家計補助的な働き方を選ばざるを得ないという、高度経済成長期に形成された男性中心型労働慣行の見直しが進められてきました。

性別に関わりなく、家事や育児・介護などのケア役割、地域活動、自己研鑽などを、仕事と両立できるワーク・ライフ・バランスを推進します。また、女性が、職業生活において能力を発揮し決定の場に参画できるよう、就労の場における各種法制度の周知・啓発を行うとともに、誰もが働きやすい環境づくりに向けた啓発を行います。また農業・商業者等への支援として男女ともに起業・創業するための育成・支援等を行います。

- 主要課題1 男女のワーク・ライフ・バランスの推進
- 主要課題2 女性の職業生活における活躍の推進

## 基本目標Ⅳ 男女がともに豊かで安心できるくらしづくり

男女共同参画社会の実現には、一人ひとりがお互いの人権を尊重し、認め合うことが重要です。DVやセクシュアル・ハラスメントなど、性に関わる暴力は重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。また、生涯にわたり身体的・精神的・社会的・性的に良好な状態で過ごせることは人権であり、男女共同参画社会の根幹ともなります。さらには、ひとり親世帯や高齢者、障がい者などは、周囲の偏見や無理解によって弱い立場に置かれやすく、女性であることでさらに困難な状況になりがちです。令和6年（2024年）に施行された女性支援新法では、女性が抱える問題の多様化、複雑化に対応するために市町村には最も身近な相談先としての役割と必要な支援の包括的な提供を求められています。

しかしながら、住民意識調査では、DV被害の経験がある人が一定程度あり、その割合は女性の方が男性より高くなっていました。中学生調査では、男子生徒の方が女子生徒よりDV行為に対して暴力という認識が低い傾向にあります。DVやセクシュアル・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメント等の人権侵害根絶に向け、人権教育・啓発の推進や相談体制の充実などに取り組みます。男女が対等なパートナーとして、女性の妊娠・出産に伴う健康や女性の自己決定権が尊重され、また、男性自身の健康への関心が高まるよう、意識啓発や支援に取り組みます。性による差別的行為や人権侵害を根絶し、様々な困難を抱える女性たちや性的少数者が安心して暮らせる社会を目指して、多様な支援の取組を進めます。

- 主要課題1 あらゆる暴力の排除と被害者の保護
- 主要課題2 男女の生涯を通じた心身の健康支援
- 主要課題3 さまざまな困難を抱える人々への支援

## 筑前町男女共同参画推進条例の基本理念

平成18年3月14日条例第1号

第3条 男女共同参画社会の形成は、次の各号に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個性と能力を生かす機会を確保されること、その他男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっている場合は、その要因が取り除かれるよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、町における政策又は事業者等における方針の立案及び決定に参画する機会が、平等に確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、あらゆる場における活動に対等に参画できるように配慮されること。
- (5) 教育は、重要な役割を果たすため、あらゆる教育の場において、人権尊重を基本とした男女共同参画を推進するための教育が行われること。
- (6) 男女が、生涯にわたり対等な関係の下に互いの性を理解し、健康に配慮するとともに、性と生殖に関して、個人の意思が尊重されること。
- (7) 家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場から暴力や虐待、他の者を不快にさせる性的な言動を根絶すること。
- (8) 男女共同参画社会の形成に関する取組みは、国際社会における取組みと密接な関係を有していることから、国際的協調の下に行われること。

# 3

## プランの体系

将来像	基本目標	主要課題	基本施策	
ともに支えあい 笑顔あふれる 筑前町	I 男女が互いに尊重しあう 意識づくり 条例の基本理念 (1)、(5)、(8)	1 ジェンダー平等社会の実現に向けた意識改革	(1) ジェンダー平等に関する情報の収集と広報活動 (2) ジェンダー平等社会の実現に向けた意識啓発	
		2 男女平等教育の推進	(1) 学校等における男女平等教育の推進 (2) 教職員、社会教育指導者等への意識啓発	
	II 男女がともに支えあう まちづくり 条例の基本理念 (2)、(3)	1 地域における男女共同参画の推進	(1) 地域社会活動への男女共同参画の促進 (2) 地域防災における男女共同参画の推進	
		2 政策方針決定の場への女性の参画推進	(1) 女性リーダー等の人材の育成推進 (2) 各種審議会等への女性参画の推進	
	III 男女がともに多様な生き方を選べる 環境づくり 条例の基本理念 (3)、(4)	1 男女のワーク・ライフ・バランスの推進 (女性活躍推進法)	(1) 子育て、介護と就労との両立支援 (2) ワーク・ライフ・バランスの啓発推進	
		2 女性の職業生活における活躍の推進 (女性活躍推進法)	(1) 農業、商工自営業等の労働環境改善の促進 (2) 女性の職業能力開発と就業・起業支援	
	IV 男女がともに豊かで安心できる 暮らしづくり 条例の基本理念 (6)、(7)	1 あらゆる暴力の排除と被害者の保護 (DV防止法)	(1) DV被害者支援体制の充実 (2) あらゆる暴力や性犯罪等防止に向けての啓発 (3) ハラスメント防止に向けた啓発	
		2 男女の生涯を通じた心身の健康支援	(1) 生涯を通じた健康支援 (2) 母性の保護と母子保健対策の推進	
		3 さまざまな困難を抱える人々への支援 (女性支援新法)	(1) 高齢者・障がい者等が充実した生活をおくるための支援 (2) ひとり親家庭への支援 (3) 困難な問題を抱える女性等への支援	
	男女共同参画プランの推進			

## 4 プランとSDGsとの関連性

SDGsは、「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能な社会をめざして、令和12年（2030年）までに達成すべき17のゴール（目標）です。本町においてもゴール5「ジェンダー平等の実現」をはじめとして基本目標と関連するゴールの視点を踏まえて、男女共同参画の取組を推進していきます。

### ■本プランと関連するSDGs

	3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
	4 質の高い教育をみんなに	全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う
	8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
	10 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
	16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

### ■基本目標に関連しているSDGsゴール

基本目標	関連するSDGs
基本目標Ⅰ 男女が互いに尊重しあう意識づくり	  
基本目標Ⅱ 男女がともに支えあうまちづくり	  
基本目標Ⅲ 男女がともに多様な生き方を選べる環境づくり	   
基本目標Ⅳ 男女がともに豊かで安心できる暮らしづくり	    
男女共同参画プランの推進	



「食の都ちくぜん」マスコットキャラクター“ちくちゃん”

## 第4章 プランの内容





## 第4章 プランの内容

### 1 重点的取組と成果指標

第5次筑前町男女共同参画プランにおいて、これまでの取組や住民意識調査結果、中学生調査結果及び審議会による提案と検討を踏まえて、以下の項目について重点的に取り組みます。

#### 1. 住民の理解を深める啓発活動の継続的な推進

##### (1) 性別や年代別等それぞれに応じた啓発の内容・方法の工夫

固定的性別役割分担意識の解消に向けて、特にこの意識が根強く残っている高齢者層や中高年者層に対しては、関心の高いテーマによる啓発内容や開催時期等を工夫し、また若年層に対してはアニメやSNSの活用や男性の育児参画や若者の地域参画などテーマを絞ったイベントの企画など、幅広い層のそれぞれに関心を高める取組を進めます。

##### (2) 男女共同参画センター「リブラ」の活用

「リブラ」では、これまで男女共同参画についての理解促進を図るための啓発や女性の就業・起業支援講座やDV支援者等への相談・支援などを実施してきました。令和8年度（2026年度）から、国の「独立行政法人男女共同参画機構（旧国立女性教育会館）」は、男女共同参画に関する施策を総合的に行う「ナショナルセンター」として、また、地域における諸課題の解決に取り組む各地の男女共同参画センター等を支援する「センターオブセンターズ」としての機能を果たすこととなります。今後は、男女共同参画機構や県の男女共同参画推進センター「あすばる」との協働を進め、「リブラ」の機能を拡充して、若年層に向けた企画を検討するなど、本町の男女共同参画の啓発活動拠点としての機能を高めま

#### 2. 地域活動における男女共同参画の推進

##### (1) 地域の意思決定の場に女性が参画する取組の推進

地域では、区長や役員をほとんど男性が占めており、女性の参画が進んでいない状況です。地域活動の活性化のためには、意思決定の場で提案できる女性が増えることや、働く世代の男女が活動を担うなど、地域活動の担い手の多様化が求められます。

今後は、県と連携しながら女性の地域リーダー育成事業に取り組みます。また、女性の参画を進めるために工夫している自治会などの事例を広く周知します。

##### (2) 地域に根強い固定観念の解消を目指す

住民意識調査の結果では「地域の役員はほとんど男性になっている」「地域活動は男性が取り仕切る」割合が高く、地域には男性を優位とする固定観念は根強いといえます。地域の文化や産業形態などの特徴に合わせて、男女共同参画の意義が伝わるような啓

発を進めていきます。共働き世帯が参画できるような地域活動のあり方の変革に向けても働きかけていきます。

### 3. 推進体制の充実

---

男女共同参画推進に関する施策は、教育、福祉、労働、防災など広範で多岐にわたっており、男女共同参画推進に関わる施策は全庁的に取り組む必要があります。そのため、すべての職員が男女共同参画の視点を持って業務にあたることができるよう、職員に対する意識啓発を進めます。また、実施した事業の結果については、男女で異なる影響や効果を把握するために、関連するデータの性別による結果を把握してジェンダーの視点で分析し、施策の見直しにつなげます。

## ■成果指標

本町の男女共同参画社会づくりの着実な推進に向けて、本プランの成果指標を以下のとおり設定します。成果指標は年度ごとに各施策の達成状況とともに評価を行い、さらに第5次プランの最終年度に総合的な評価を行います。

基本 目標	指標名	実績値 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
I	①「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	77.8%	90%
I	②筑前町男女共同参画推進条例の認知度(知っている割合)	13.1%	20%
I	③町の政策に女性の意見が反映されていると思う人の割合	23.3%	50%
II	④各種審議会などの女性登用率	41.4%	45%
II	⑤男女共同参画(ジェンダー平等)のまちづくりの醸成に関する満足度	24.9%	30%
II	⑥町職員における管理職に占める女性の割合	23.8%	20%
II	⑦自治会の役員に占める女性の割合	17.9%	45%
III	⑧町職員における男性の育児休業取得率(2週間以上の取得率)	71.4%	85%
III	⑨町実施のパパママ教室参加者に占める男性の割合	50.0%	50%
III	⑩乳幼児の子育てを夫と妻が同じ程度に分担している人の割合	9.6%	20%
III	⑪子育て応援宣言企業数	18件	28件
IV	⑫DV被害について「相談しなかった(できなかった)人」の割合	40.7%	20%
IV	⑬暴力や様々な悩みの町相談窓口(町委託も含む)の認知度	89.1%	95%

注:成果指標の①、②、③、⑤、⑩、⑫、⑬は、令和7年(2025年)の住民意識調査結果より

④、⑥、⑦、⑧、⑨、⑪は、筑前町調べ

## 2 施策の展開

### 基本目標Ⅰ 男女が互いに尊重しあう意識づくり

#### 主要課題1 ジェンダー平等社会の実現に向けた意識改革

##### 【現状と課題】

国や県では国際社会と連動しながら、男女共同参画を推進する様々な取組が進められてきました。本町においても、条例に基づき、多様な施策に取り組んできました。しかしながら、ジェンダー平等社会が実現したとは言い難い状況にあります。

住民意識調査によると、社会全体における男女の地位の平等感について、「平等」と回答した者の割合は11.1%、「どちらかといえば平等」を含む『男性優遇』と回答した者の割合は72.0%に上ります。また、社会通念や慣習・しきたりなどを『男性優遇』と考える割合は男女とも7割に達しています。男性が優遇される社会は、生活困窮や性的搾取などにより女性が困難な問題を抱える状況を生み出します。さらに、条例の認知度は4割を超えとはいえ半数に満たず、関心が低い傾向があります。これらの背景には、長年にわたり社会の中で形成されてきた固定的性別役割分担意識やジェンダーに基づく偏見（バイアス）があげられます。一人ひとりが自身の性別による固定観念や偏見に気づき、ジェンダー平等社会の実現に向けた行動に結びつくような啓発が求められます。

##### 【方針】

ジェンダー平等に関心の低い層にも働きかけるように、年齢や性別など対象に合わせてきめ細かく情報提供の仕方を工夫し、SNSなども積極的に活用します。年齢層等に応じて参加しやすい学習機会を設定し、町主催の講演会等には子育て中の住民も参加しやすいよう託児を実施します。家事や育児などに男性が参画する意義への理解が深まるような実践的な講座を開催します。条例や法律などの認知が高まるよう、様々な機会を活用して周知に努めます。さらに、国際的なジェンダー平等の推進状況などを周知していきます。

町の広報や出版物については、公共性や信頼性が高く影響が大きい傾向にあり、ジェンダー・バイアス（偏見）にとらわれない表現が求められるため、「筑前町男女共同参画の視点からの行政刊行物作成の手引き」の活用を組織内に働きかけます。

## 基本施策1 ジェンダー平等に関する情報の収集と広報活動

No.	具体的事業	事業内容	担当
1	「筑前町男女共同参画推進条例」の周知徹底	条例について、様々な機会を利用し情報発信を行い、住民への周知徹底を図ります。	企画課・リブラ
2	町広報紙やホームページ等による情報提供	ジェンダー平等に関する情報収集や発信を行います。町広報紙やホームページなど様々な媒体を通して住民にわかりやすい情報提供を行います。	人権・同和对策室 企画課・リブラ
3	男女共同参画の視点からの広報紙等作成	広報紙やホームページ、行政刊行物等の作成にあたっては、ジェンダーにとらわれない表現となるよう、ガイドラインについて周知・活用を促進し、男女共同参画の視点にたった広報等の作成を行います。	企画課・リブラ 総務課
4	男女共同参画社会の実現に向けた図書等の充実	男女共同参画、女性の人権、ジェンダーに関する図書や資料の充実を図ります。また、定期的にポスターやチラシの配架などとともに関連図書のコーナーを設置して住民への情報提供を行います。	生涯学習課 (図書館)

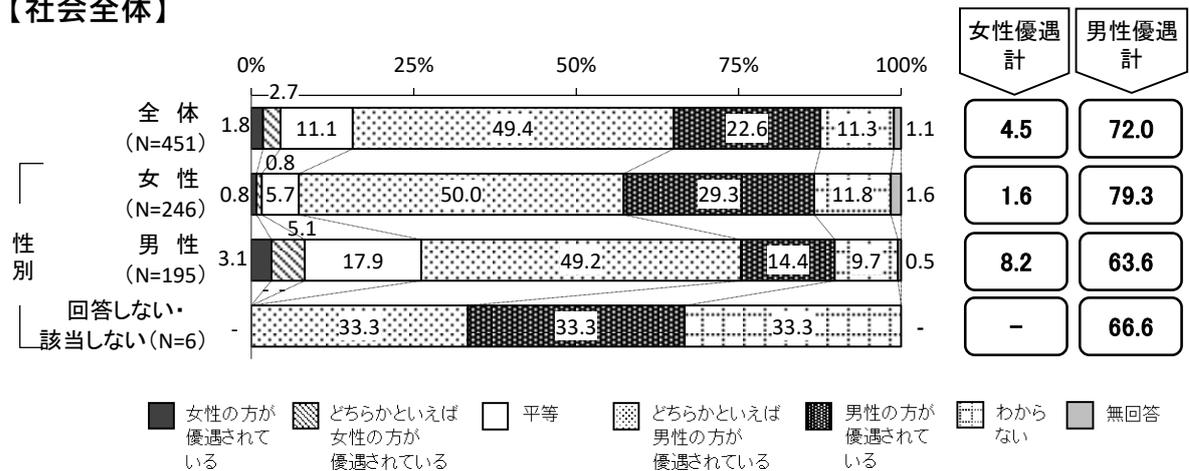
## 基本施策2 ジェンダー平等社会の実現に向けた意識啓発

No.	具体的事業	事業内容	担当
5	男女共同参画に関する講演・研修会等の開催	男女共同参画に関する様々なテーマによる講演や学習会等を開催します。また、多くの住民が男女共同参画の学習機会を得られるように会議の開催にあわせてミニ講座を実施する等工夫します。	企画課・リブラ 人権・同和对策室
6	団体等の学習に対する支援	地域や各種団体等で行う男女共同参画に関する様々なテーマによる講座や学習会等の取組を支援します。	企画課・リブラ
7	主催事業における託児の実施	子育て世代の積極的な参画を促進するために、町主催事業の学習会、講演会等で、必要に応じて託児を実施します。	関係課
8	男性の生活自立支援のための講座等の実施	男女共同参画の視点から男性の生活的自立を支援するため、料理教室や家事講座、介護に関するセミナー等を開催します。今後、若い世代や子育て世代が参加しやすいよう内容や方法を検討します。	企画課・リブラ
9	国際的な視点による情報収集と提供	男女共同参画に関する国際的な情報を広報紙等で広く住民へ周知し、意識啓発を図ります。	企画課・リブラ

《参考データ》

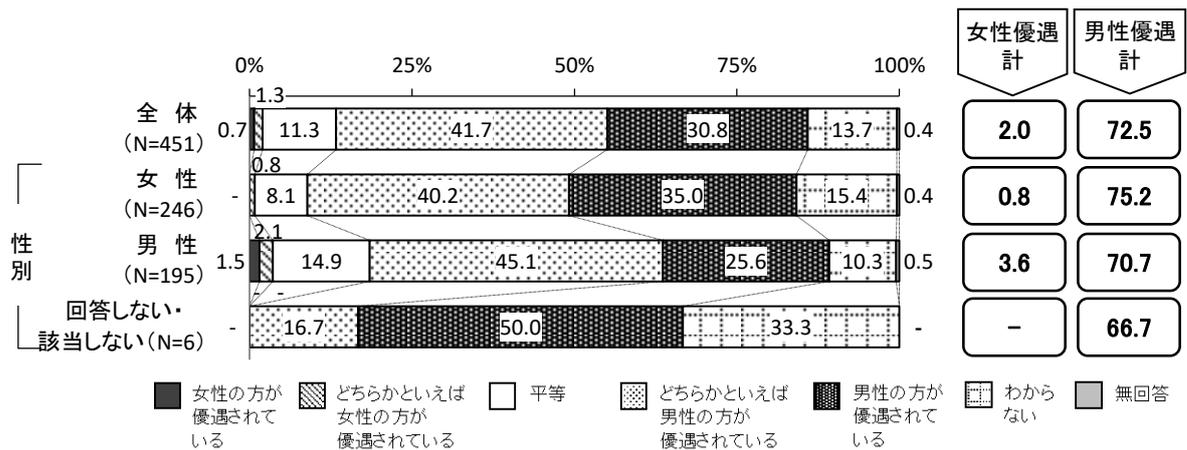
●男女の地位の平等感[全体、性別](再掲)

【社会全体】



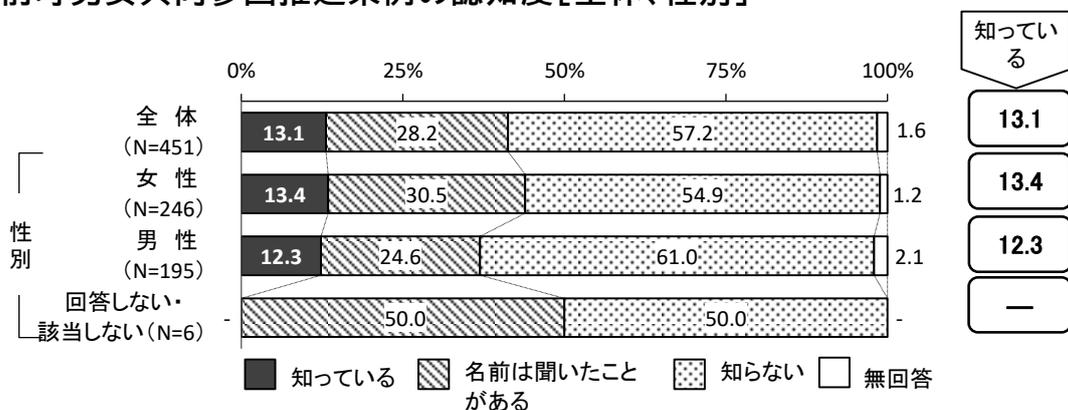
注：『女性優遇』は、「女性の方が優遇されている」+「どちらかといえば女性の方が優遇されている」の合計  
 『男性優遇』は、「男性の方が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計

【社会通念・慣習・しきたり】



注：『女性優遇』は、「女性の方が優遇されている」+「どちらかといえば女性の方が優遇されている」の合計  
 『男性優遇』は、「男性の方が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計

●筑前町男女共同参画推進条例の認知度[全体、性別]



資料：筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」(令和6年度)

## 主要課題2 男女平等教育の推進

### 【現状と課題】

ジェンダー平等意識や性別役割分担に関する固定観念は、幼少の頃から長年にわたり形成され、こどもたちの進路選択など将来設計に影響を与えます。こどもの未来を拓くために、教育関係者や家族などのこどもの周りにいる大人たちが男女共同参画の理念を理解し、固定的な性別役割分担意識を植え付けないようにすることが重要です。

住民意識調査によると、男女共同参画を進めるために学校教育の場で力を入れることとして、「個性や能力に応じた生活指導や進路指導を行うこと」を求める人は7割いますが、前回調査より割合が減っていました。中学生調査の「男は仕事、女は家庭」という考え方について（固定的性別役割分担）の問いでは、反対派は女子生徒が6割を超え、男子生徒が5割に至らず「どちらともいえない」と考え方を留保する傾向がみられ、性別役割にとらわれている可能性が示唆されました。

こどもに関わる大人たちが、こどもたちにジェンダーによる偏見を植え付けず、自身の可能性を拓けるように、男女平等教育の重要性に関する啓発を進めなければなりません。

### 【方針】

学校での教育活動や保育活動において、男女平等の教育、人権教育を進めるとともに、LGBTQ+<sup>(※)</sup>など性の多様性に関する理解などについても、学習機会を提供していきます。また、子育てや保育、教育に携わる保育士及び教職員等に対して、男女共同参画への理解を深める取組を積極的に進めます。社会教育においても、指導的立場にある関係者には、人権の視点から男女平等の意識を高めるような学習機会を提供していきます。

### 基本施策1 学校等における男女平等教育の推進

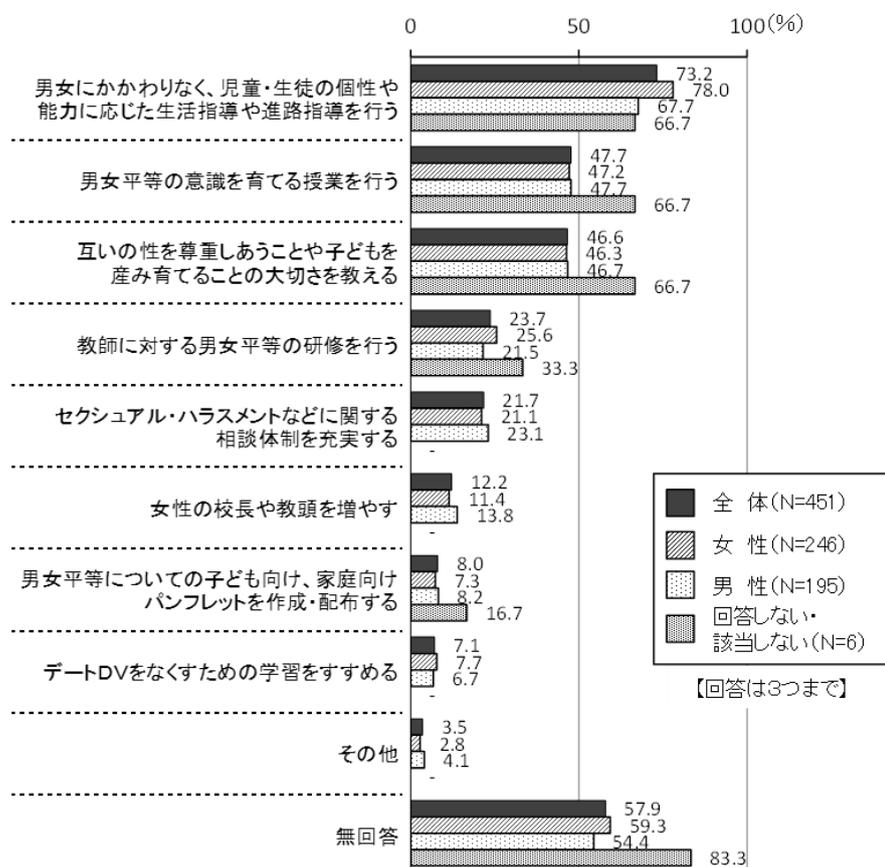
No.	具体的事業	事業内容	担当
10	ジェンダーにとらわれない教育・保育の推進	個人の個性や能力を発揮できるよう、ジェンダー平等の視点による教育、保育を実施します。また、LGBTQ+など性の多様性や性差に関する理解を深める教育、保育を行います。	教育課 こども課
11	学校への出前講座による啓発活動の推進	男女共同参画の意識啓発を行うため、児童、生徒を対象にした出前講座の活用を推進します。	教育課
		児童、生徒に向けて、関係各課の連携により出前講座を行い、固定的な性別役割分担意識にとらわれない男女平等の意識啓発を行います。	企画課・リブラ

## 基本施策2 教職員、社会教育指導者等への意識啓発

No.	具体的事業	事業内容	担当
12	教職員、保育士に対する研修への参画促進	教職員、保育士に対して県や団体、町等の男女共同参画に関する研修等について情報提供し、参画を促進します。	教育課 こども課
13	社会教育関係者に対する啓発	青少年育成町民会議、社会教育関係者に対して、講演会などを通じ、男女共同参画社会についての情報提供、啓発を行います。	生涯学習課

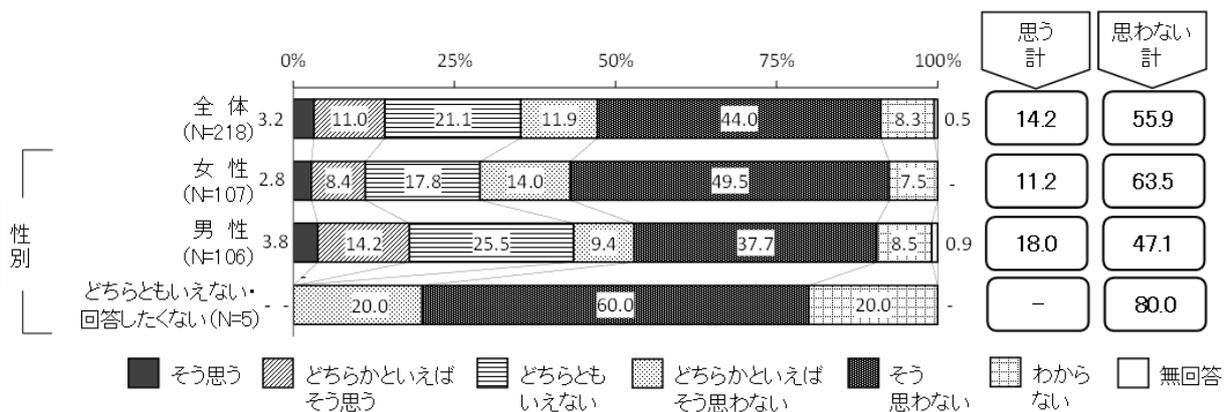
### 《参考データ》

#### ●学校教育の場で重要なこと[全体、性別]



資料：筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」(令和6年度)

●「男は仕事、女は家庭」という考え方について[全体、性別] (中学生調査)(再掲)



注: 『思う』は、「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」の合計

『思わない』は、「そう思わない」+「どちらかといえばそう思わない」の合計

資料: 筑前町「男女共同参画に関する中学生アンケート」(令和6年度)

## 基本目標Ⅱ 男女がともに支えあうまちづくり

### 主要課題1 地域における男女共同参画の推進

#### 【現状と課題】

地域コミュニティは、こどもの健全な育ちや老後の生きがいある暮らし、介護・育児・防災・防犯における助け合い等、人々の生活の重要な基盤です。地域社会で男女共同参画を実現し、あらゆる意思決定の場に住民同士が対等な立場で参画して、多様な考え方を生かすことは豊かな生活へとつながります。近年の大規模災害の発生や感染症の流行から、すべての人の生活が脅かされる非常時には、平常時の性別役割分担が反映されてしまい、配慮が必要とされる立場にある人々がより深刻な影響を受けることが明らかになりました。平常時から地域社会の意思決定の場への女性参画の重要性を啓発していかなければなりません。

住民意識調査によると、地域活動での男女の役割分担の現状について「地域の役員はほとんど男性になっている」「地域活動は男性が取り仕切る」割合が高く、依然として男性優位である状況がうかがえます。自治会長に推薦された場合、女性が断る割合は男性より高く、断る理由では「知識や経験の面で不安があるから」が高くなっており、男性優位の地域社会では女性がリーダーになるための経験不足も課題です。一方で「自治会役員」を引き受ける女性は「自治会長」よりも12ポイント高くなっており、役員として経験を蓄積できる可能性も示唆されました。

#### 【方針】

地域活動では、男性優位な仕組みの見直しにつながるよう男女共同参画に関する啓発とともに、地域で活躍できる女性のリーダー育成を推進していきます。また、誰もが対等なパートナーとして方針決定の過程へ参画できるよう、地域団体、住民団体などへの活動支援を充実します。男女共同参画で取り組む地域の防災体制の促進に取り組みます。

#### 基本施策1 地域社会活動への男女共同参画の促進

No.	具体的事業	事業内容	担当
14	地域社会活動への男女共同参画促進	地域における役員選出等様々な地域社会活動において固定的性別役割分担や男女による差別が生じないよう啓発し、女性の参画を促進します。	企画課・リブラ
15	男女共同参画地域リーダーの育成	地域の様々な活動に参加している女性が、今後の女性リーダーとして活動を広げていけるよう支援します。	企画課・リブラ
16	男女共同参画に関する団体やグループ等の活動支援	男女共同参画に関する活動を行っている団体、グループについて、交流の場を提供する等活動を支援します。	企画課・リブラ

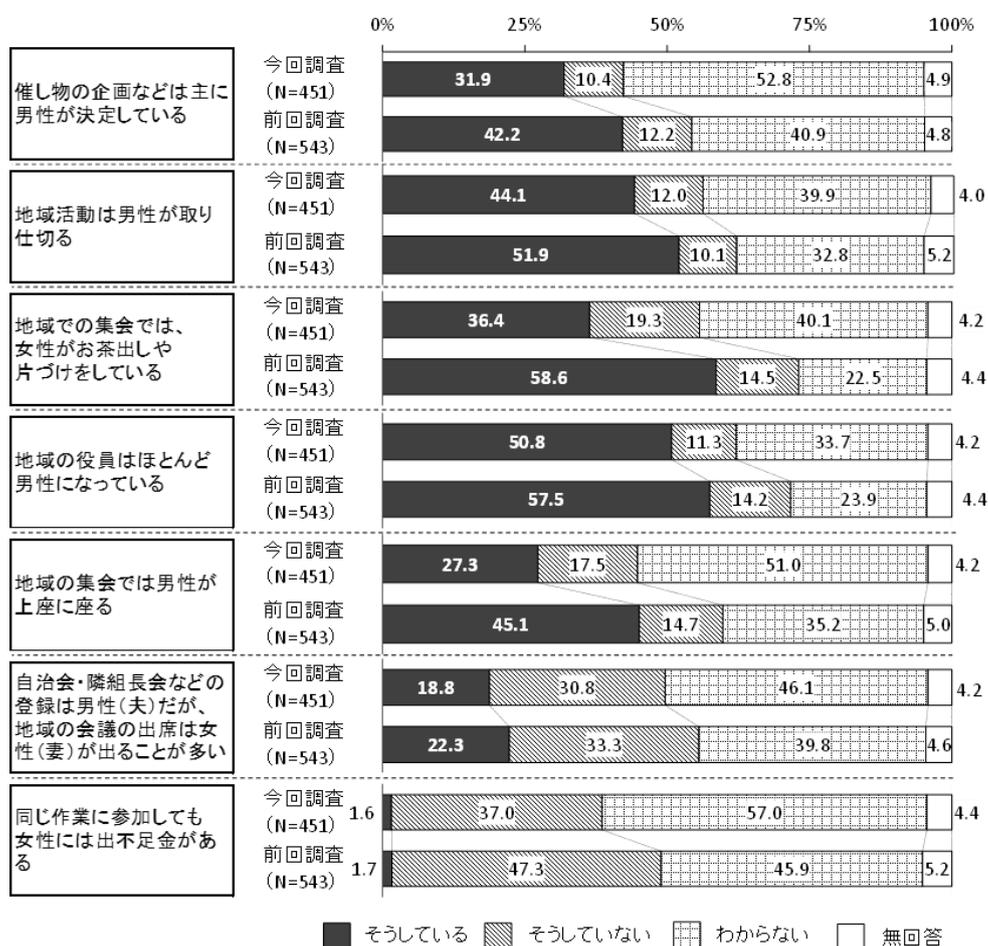
No.	具体的事業	事業内容	担当
17	社会体育指導者への女性の参画促進	スポーツ推進委員やスポーツ少年団等で指導者や委員への女性の積極的な参画を図ります。	生涯学習課

基本施策2 地域防災における男女共同参画の推進

No.	具体的事業	事業内容	担当
18	地域防災活動での男女共同参画の促進	防災訓練や防災講座に女性の視点を取り入れた男女がともに参加する自主防災組織の活動を促進します。	環境防災課
		関係機関が開催する災害対応力講座の情報提供する等男女共同参画の視点にたった地域防災の活動を促進します。	企画課・リブラ
19	消防団への女性の参画促進	女性消防団への加入を促進し、防災活動への参画の拡大を図ります。	環境防災課

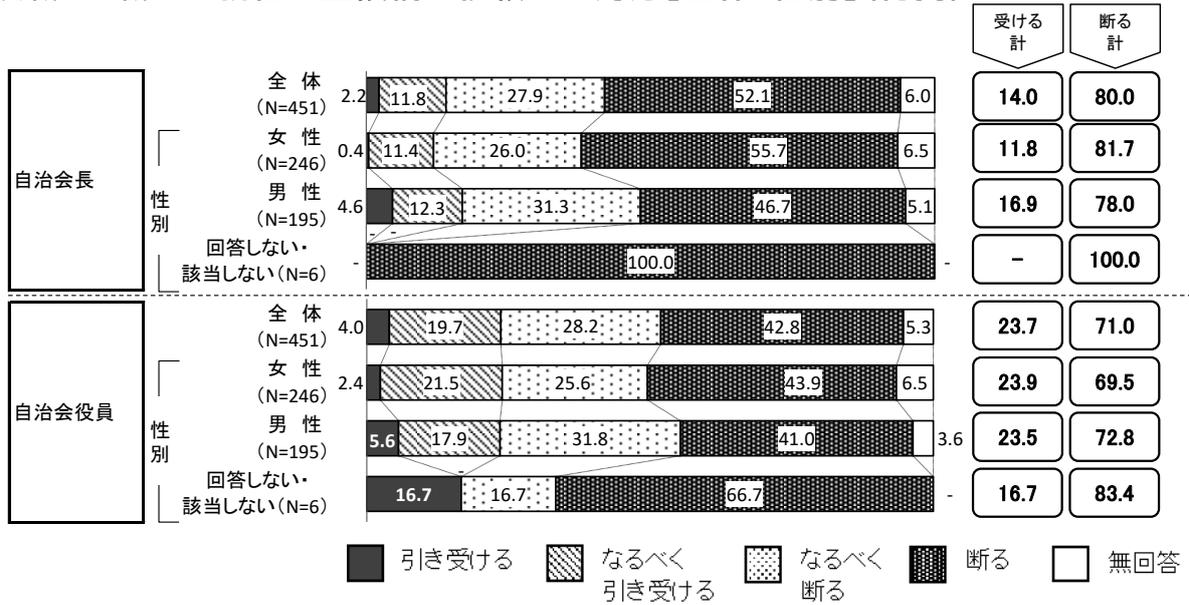
《参考データ》

●地域活動での男女の役割分担[全体](前回調査比較)(再掲)



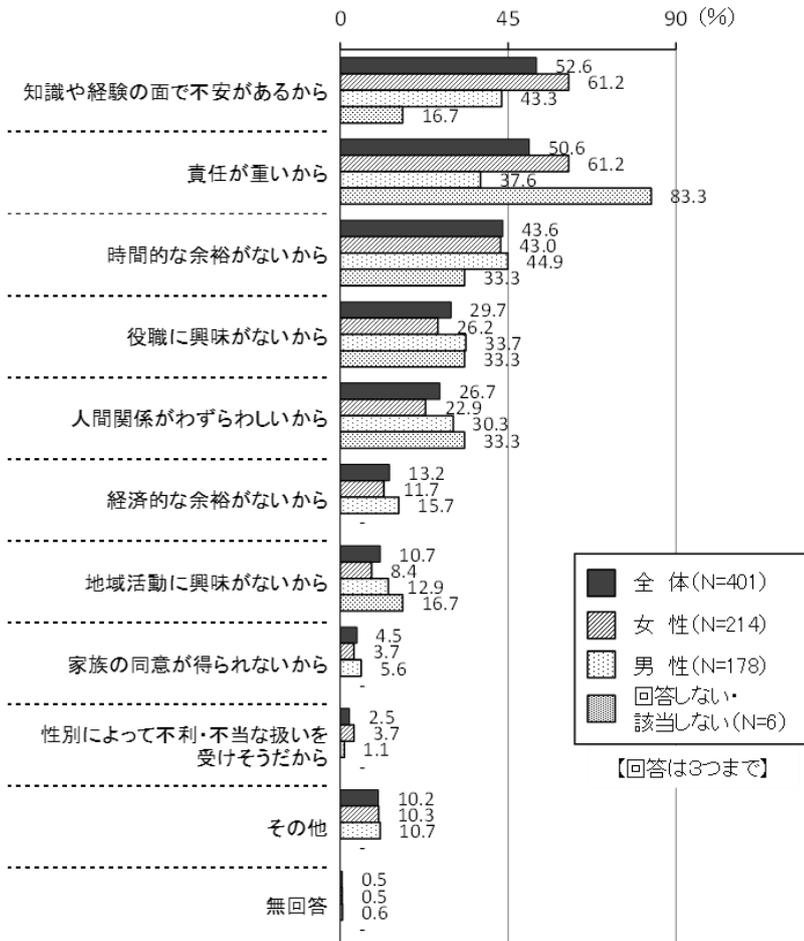
資料：筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」(令和6年度)

### ●役職、公職への就任や立候補の依頼への対応[全体、性別](再掲)



注：『受ける』は、「引き受ける」+「なるべく引き受ける」の合計  
 『断る』は、「断る」+「なるべく断る」の合計

### ●役職、公職への就任や立候補の依頼を断る理由[全体、性別]



資料：筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」(令和6年度)

## 主要課題2 政策方針決定の場への女性の参画推進

### 【現状と課題】

国においては、国民一人ひとりの幸福（well-being）向上の点からも、経済成長の点からも、あらゆる政策決定の場への女性の参画は日本の課題としています。2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指しており、平成30年（2018年）には「候補者男女均等法」が制定されました。

条例第4条第4項では、「町は、審議会等を設置するにあたり、条例等にクオータ制<sup>(※)</sup>を規定するなど、男女がともに政策や、方針決定の過程に参画する機会を確保しなければならない。」と定めており、第4次筑前町男女共同参画プランでは、各種審議会等の女性登用率42%以上を目標値に設定しました。令和7年（2025年）4月現在の審議会等の委員に占める女性の割合は40.2%で目標に届いていません。今後も女性が政策・方針決定の場で活躍できる機会を維持し、女性委員の積極的な参画を継続していくことが重要です。

### 【方針】

政策方針決定過程への女性の参画を拡充していくために、学習機会を提供するなど、女性たちが自身の能力を発見しその力を発揮できるようなエンパワーメントを目指します。また、地域団体や各種団体に対しては、女性が意思決定の場に参画する意義を啓発し、指導的地位に女性が就くことができるよう取組を進めます。審議会等委員の女性の割合について定期的に調査を行うとともに、審議会・委員会や地域の役員における女性の参画を進め、政策・方針決定の場への女性の参画の推進を図ります。

#### 基本施策1 女性リーダー等の人材の育成推進

No.	具体的事業	事業内容	担当
20	学習機会の提供	様々な場でリーダーとして活躍する人材の育成を目指して、女性の能力発見、スキルアップの学習の機会を提供し、交流を図ります。	企画課・リブラ
21	女性の人材に関する情報の収集と活用促進	各分野で活躍している女性について、講演会や広報紙での募集や各課や関係機関との連携による情報収集を通じて人材リストを拡充し、審議会等の委員としての活用を促します。	企画課・リブラ
22	地域や各種団体役員への女性の参画促進	地域や各種団体への男女共同参画の理解を広め、役員への女性の参画を促進します。	関係課

#### 基本施策2 各種審議会等への女性参画の推進

No.	具体的事業	事業内容	担当
23	各種審議会等への女性の積極的参画の促進	女性の意見を町政に反映させるため、委員公募制度など、審議会、委員会委員として女性の積極的な登用を促進します。また、女性の登用状況について毎年調査し、広報紙やホームページで公開します。	企画課・リブラ 関係課

No.	具体的事業	事業内容	担当
24	審議会等の委員に対する研修への参加促進	審議会等の女性委員、男性委員、地域の役員に向けて県や町が開催する講演会などの情報を提供し、参加を促進します。	企画課・リブラ

## 《参考データ》

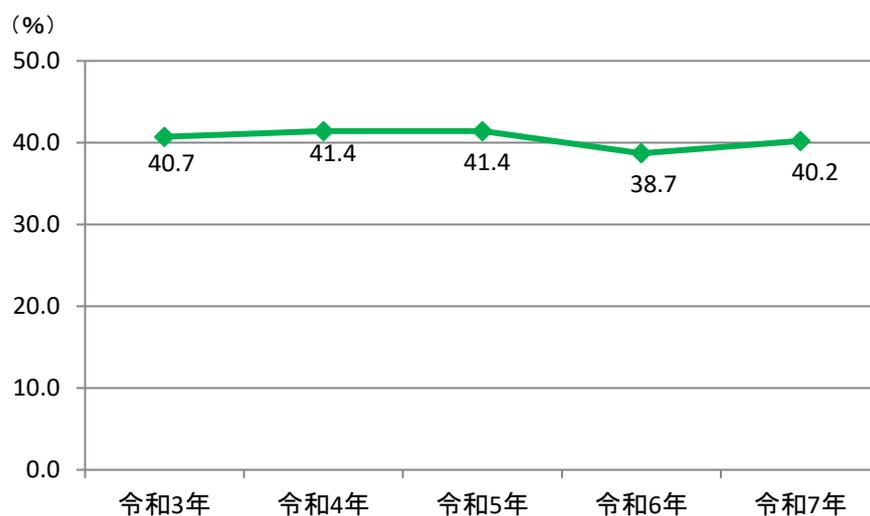
### ●地方自治法(第202条の3)にもとづく審議会等委員の女性の割合

審議会等名	委員総数 (人)		女性の割合 (%)	
	うち女性委員	うち男性委員		
審議会(6)	79	34	43.0	
環境審議会				
市町村都市計画審議会 筑前町男女共同参画審議会 など				
委員会(10)	139	60	43.2	
スポーツ推進委員会				
筑前町地域福祉計画策定委員会 筑前町みんなで創る郷づくり委員会 など				
協議会等(16)	207	77	37.2	
国民健康保険運営協議会				
筑前町子ども読書活動推進協議会 筑前町学校運営協議会 など				
合計	425	171	251	40.2

※調査時点で休止している審議会委員会等は除く

資料：筑前町調べ(令和7年4月)

### ●審議会等における女性委員登用率の推移



※数値は各年4月現在

資料：筑前町調べ

## 基本目標Ⅲ 男女がともに多様な生き方を選べる環境づくり

### 主要課題1 男女のワーク・ライフ・バランスの推進

#### 【現状と課題】

条例第3条第1項第4号の基本理念では「家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、あらゆる場における活動に対等に参画できるように配慮されること。」があげられています。また、条例第6条第2項では事業者の責務として「男女が、仕事と家庭生活及び地域活動等の両立ができるよう職場環境の整備に努めなければならない」と定められています。

しかしながら、住民意識調査では、「育児休業制度、介護休業制度を利用しやすくするために必要なこと」として男女とも約8割の人が「職場の理解」をあげています。

本町においては、こどものいる家庭での共働き世帯の比率が県の平均より高いという特徴がみられ、性別に関わりなく子育てと仕事を両立できるよう施策を進めるため、令和7年(2025年)3月、「筑前町こども計画」を策定しました。今後はこれまで以上に、ワーク・ライフ・バランスの実現が重要になってきます。

#### 【方針】

町内の事業所や住民に対して、男性が家事や育児、介護に参画する重要性への理解が浸透するように講座等で啓発を進めるとともに、育児・介護休業制度などの利用を促進し、働き方の見直しを推進します。また、関係部署と連携し、現状の町の子育て支援や介護に関する取組がワーク・ライフ・バランスの実現に資するよう、男女共同参画の視点で充実を図ります。

また、子育てや高齢者・障がい者(児)の介護を担っている人が性別にかかわらず相談できるよう、環境づくりを進めます。事業者に対しても育児・介護休業制度<sup>(※)</sup>の普及促進のための情報提供を積極的に行います。

#### 基本施策1 子育て、介護と就労との両立支援

No.	具体的事業	事業内容	担当
25	育児・介護休業制度の普及促進	商工会等の関係団体と連携して国・県等の情報提供を行い、育児・介護休業制度の普及促進に努めます。	農林商工課
26	仕事と育児の両立支援 保育サービスの充実	子育て家庭の多様な保育ニーズに対応できるよう、こども計画に基づいて保育サービスの充実を図ります。	こども課

No.	具体的事業	事業内容	担当
27	子育てに関する相談支援体制の整備	子育てに関する悩み等に対応するため、子育て支援センター等での相談支援とともに関係機関と連携して体制の充実を図ります。	こども課
28	子育てにおける男女共同参画の推進	子育て支援情報紙や広報・ホームページ等で子育てに関する情報を提供します。また、母子健康手帳交付時やパパママ教室、乳幼児健診等の場において、保健師や助産師、栄養士等による指導と助言を行い、男女がともに子育てに参加していくことに対する意識向上を図ります。	こども課
29	介護支援の充実	介護保険制度とサービスの周知を行うとともに、個別のニーズに応じた相談と支援を行います。要介護・要支援の状態にあっても安心して暮らすことができるよう利用しやすいサービスの充実に努めます。	福祉課
30	高齢者のいる家族への支援	複雑化した様々な問題を抱える高齢者世帯の負担軽減となるよう、在宅介護支援センターや地域包括支援センターと連携し、ニーズに応じた支援を行います。	福祉課
31	障がい者(児)への支援	障がい者(児)や家族の多様なニーズに対応するため関係機関と情報を共有し連携を図りながら支援を行います。また、制度や相談機関等についての周知を充実します。	福祉課

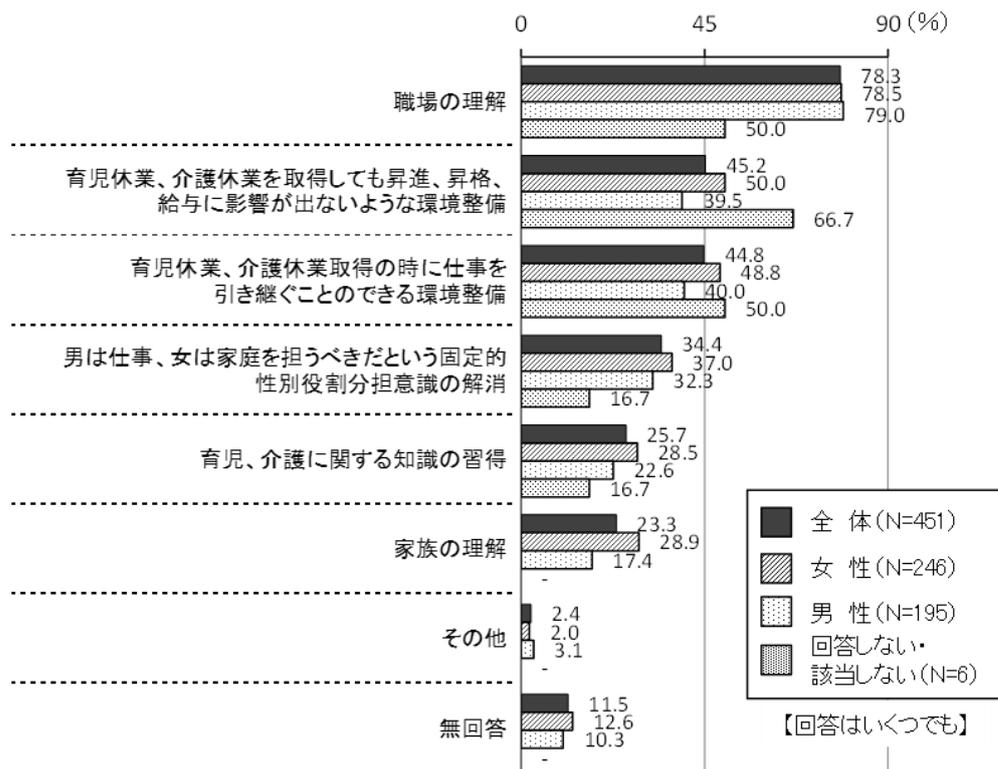
## 基本施策2 ワーク・ライフ・バランスの啓発推進

No.	具体的事業	事業内容	担当
32	就労に関する法や制度についての啓発	雇用機会と待遇の均等々の就労に関する法やハラスメントの防止、ワーク・ライフ・バランス推進のための助成金制度等について、住民や事業所に向けて情報提供します。	農林商工課
		ハラスメントの防止、ワーク・ライフ・バランス、女性活躍推進や男性の育児休業取得等について、ハローワークや商工会等と連携しながら住民や事業所に向けて啓発します	企画課・リブラ
33	事業所の男女共同参画推進状況の報告による啓発	指名競争入札参加資格審査申請の際等において、事業者に男女共同参画推進状況について提出を求めるとともに、その結果をホームページなどで公表します。	財政課 企画課・リブラ

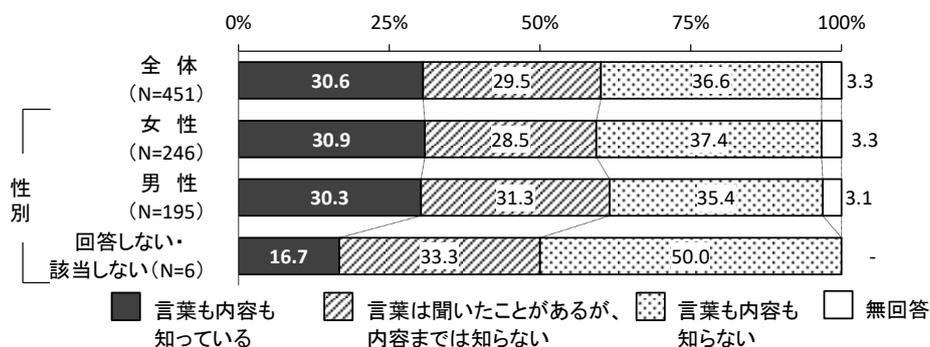
No.	具体的事業	事業内容	担当
34	男女共同参画推進事例の紹介	子育て応援宣言、介護応援宣言の登録や女性活躍推進等、男女共同参画の取組をしている企業・事業所について広報紙やホームページ等で紹介します。	企画課・リブラ

《参考データ》

●育児休業制度、介護休業制度を利用しやすくするために必要なこと[全体、性別]



●ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の認知度[全体、性別]



資料：筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」(令和6年度)

## 主要課題2 女性の職業生活における活躍の推進

### 【現状と課題】

「女性活躍推進法」では、正規雇用、非正規雇用といった雇用形態、農業や商工業等の自営業などの就業形態に関わらず、働いている女性やこれから働こうとしている女性を対象として、女性の採用や登用、能力開発のための事業主の取組が求められています。また、国の男女共同参画会議では令和4年（2022年）に「女性デジタル人材育成プラン」が決定され、女性がデジタルスキルの活用により育児介護との両立可能な働き方ができるような環境整備を進めています。さらに、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025」では、農林水産業における女性活躍の推進のために、農業における地域リーダー研修を実施し女性農業経営者を育成するとされています。

住民意識調査では、現在職業をもっている女性は約7割いますが、30代、40代の子育て世代では女性の就業率は減少し、結婚や出産をきっかけに仕事を辞める傾向がみられます。一方で、女性の働き方に対する考え方では、結婚や出産に関わらず就業を継続することを支持する人が約7割にのぼり、前回調査より9.6ポイント高くなっています。今後は、就業を望む女性が増加することも予測され、未婚既婚を問わず、女性が能力を発揮できる就労環境整備が重要となります。

### 【方針】

農業・商工自営業者に対しては、女性の労働を適切に評価し、積極的な経営への参加促進と地位向上を図るために、商工会など関係機関と連携しながら情報提供を続けていきます。働きたいと希望するすべての人が就労の場で能力を発揮できるために、デジタル技術の取得などの能力開発や起業への支援に関する国や県の最新の情報を提供するとともに、講座等も開催し、女性の就労支援を充実させます。

### 基本施策1 農業、商工自営業等の労働環境改善の促進

No.	具体的事業	事業内容	担当
35	女性農業者への支援	県機関と連携し、研修などを通して、農業の振興、後継者の育成、女性の地位向上、ネットワークの形成等、女性農業者の活動を支援します。	農林商工課
36	家族経営協定 <sup>(※)</sup> の周知	農業における女性の就業条件、環境整備のために、家族経営協定の周知を図り、制度の導入を促進していきます。	農林商工課
37	商工会会員への啓発	女性の職場における活躍推進に向けた研修会などについて情報を提供します。	農林商工課

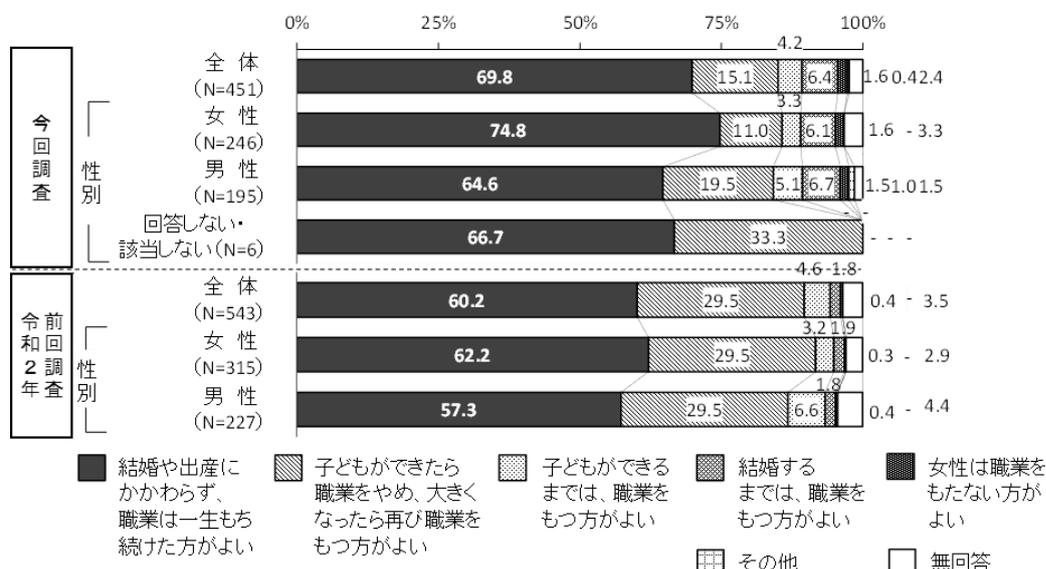
No.	具体的事業	事業内容	担当
32	就労に関する法や制度についての啓発(再掲)	雇用機会と待遇の均等々の就労に関する法やハラスメントの防止、ワーク・ライフ・バランス推進のための助成金制度等について、住民や事業所に向けて情報提供します。	農林商工課
		ハラスメントの防止、ワーク・ライフ・バランス、女性活躍推進や男性の育児休業取得等について、ハローワークや商工会等と連携しながら住民や事業所に対して啓発します	企画課・リブラ

基本施策2 女性の職業能力開発と就業・起業支援

No.	具体的事業	事業内容	担当
38	女性の活躍推進に向けた環境づくり	女性の就業および起業の推進に向け、資格取得のための講座や起業支援の取組を充実します。 また、女性の起業を支援するため、関係機関と連携するなど、女性の活躍推進に向けた環境づくりを推進します。	企画課・リブラ
39	就業等の支援に関する情報提供	筑後労働者支援事務所や県、ハローワーク等関係機関の情報について、広報紙やSNS等による情報提供を行います。	企画課・リブラ
34	男女共同参画推進事例の紹介(再掲)	子育て応援宣言、介護応援宣言の登録や女性活躍推進等、男女共同参画の取組をしている企業・事業所について広報紙やホームページ等で紹介します。	企画課・リブラ

《参考データ》

●女性が職業をもつことへの考え方[全体、性別] (前回調査比較)(再掲)



資料：筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」(令和6年度)

## 基本目標Ⅳ 男女がともに豊かで安心できるくらしづくり

### 主要課題1 あらゆる暴力の排除と被害者の保護

#### 【現状と課題】

本プランは、DV防止法に基づく町の基本計画と位置付けており、条例第7条第2項では「何人も、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない」と人権侵害行為を禁止しています。また、令和5年（2023年）に改正刑法において、「不同意性交罪」が新設され、文部科学省では、こどもを性暴力の当事者にしないための「生命（いのち）の安全教育」を推進しています。これらに先立ち、県においては、県性暴力根絶条例を公布し、「福岡県性暴力対策アドバイザー派遣事業」を県内の学校等で実施しています。

住民意識調査では、男女間における暴力防止のために必要な取組として、「学校で児童・生徒に対し、暴力を防止するための教育を行う」「家庭で保護者がこどもに対し、暴力を防止するための教育を行う」「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」などのポイントが高く、暴力防止教育や相談支援対策の強化が求められています。

#### 【方針】

DV被害者支援対策として、庁内各担当部署及び国や県、近隣市町村の関係機関と連携をいっそう強化して適正に対応できる体制づくりを進めます。町では電話によるDV相談「ちくぜん女性ホットライン」を設置しており、今後は被害者や支援者に相談窓口の情報が届くようさらなる周知を図ります。また、町の様々な業務においてDV被害者に対応する可能性のある職員に対しては研修を実施し、性暴力を根絶するための啓発を進めるとともに、被害者に支援が届くよう相談窓口の情報を提供します。

ハラスメントについては、職場だけでなく地域や学校などあらゆる場で起きる人権侵害であるとの認識を高めて、相談窓口の情報を提供します。

#### 基本施策1 DV被害者支援体制の充実

No.	具体的事業	事業内容	担当
40	DV被害者支援体制の充実	庁内関係各課が連携するとともに配偶者暴力防止相談センター（保健福祉環境事務所）、児童相談所、警察、医療機関、近隣市町村等と連携し、被害者への迅速で適切な相談や支援を行えるよう体制の充実を図ります。	企画課・リブラ関係課
41	DV被害者の安全確保	DV被害者の安心・安全が確保できるよう庁内各課、関係機関と連携を図り支援します。	企画課・リブラ関係課

No.	具体的事業	事業内容	担当
42	関係職員のDV等に関する研修の実施	DV防止やDV被害者への理解を深めるため、また被害者への二次被害(※)を防ぐため、関係各課の職員が相談に対応できるスキルを身につけられるよう研修を行い、共通理解の促進を図ります。	企画課・リブラ
43	DV等相談窓口の充実	「ちくぜん女性ホットライン」等の相談窓口について周知を徹底します。また、町のこころの相談を活用するなど窓口の充実に努めます。	企画課・リブラ

### 基本施策2 あらゆる暴力や性犯罪防止に向けての啓発

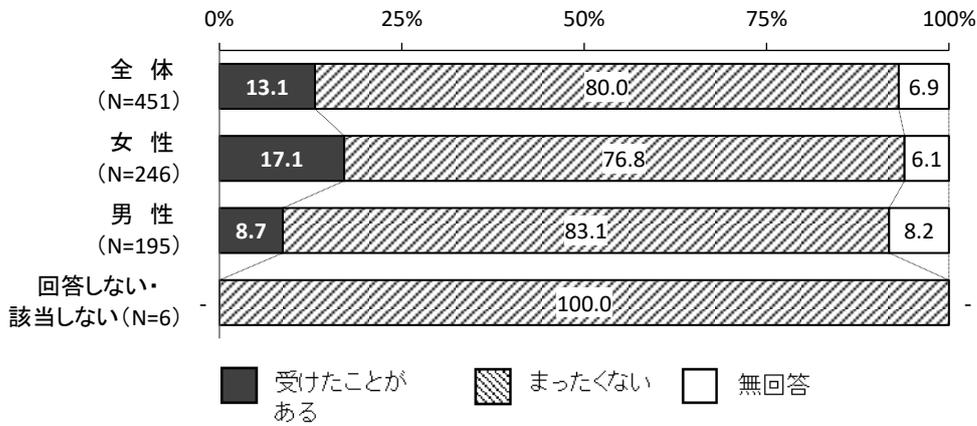
No.	具体的事業	事業内容	担当
44	DVやデートDV防止に向けての啓発の推進	DV、デートDVについて理解を深め、DV被害者の早期発見と適切な支援につながるよう広報紙や中高生向け講座などで啓発します。また、相談窓口等について情報提供を行います。	企画課・リブラ
45	性暴力などあらゆる暴力の根絶に向けての意識啓発	性暴力をはじめ女性や子どもに対する暴力の根絶に向けて「女性に対する暴力をなくす運動週間」を中心に様々な機会を捉え意識啓発を行います。また、庁内や関係機関等と連携し相談窓口の周知や犯罪防止啓発に取り組みます。	人権同和对策室 企画課・リブラ
46	学校における性犯罪等防止体制の充実	子ども性暴力防止法で定める性犯罪等防止の取組を進めます。	教育課

### 基本施策3 ハラスメント防止に向けた啓発

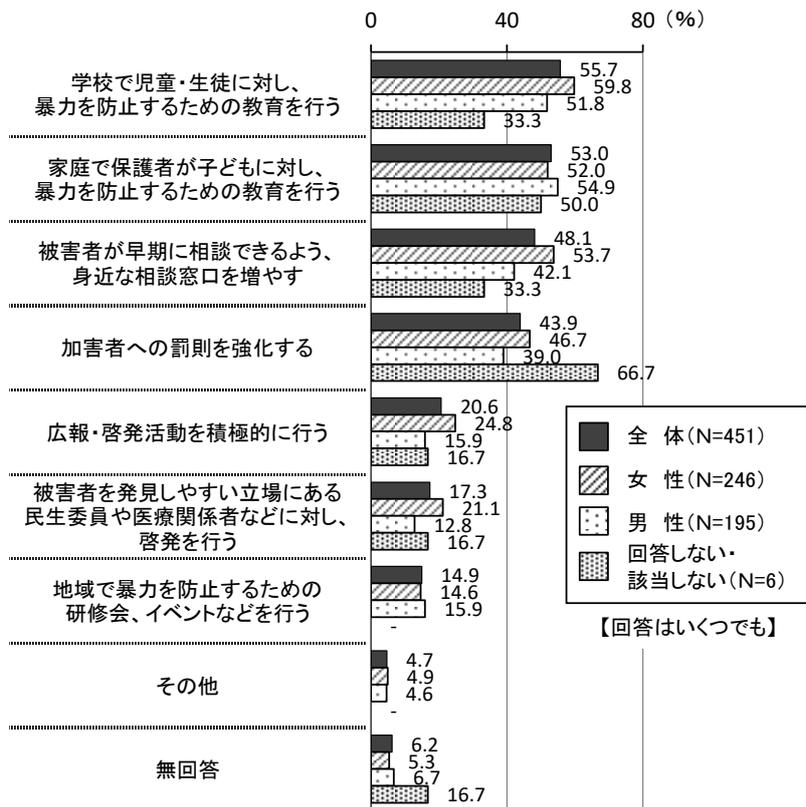
No.	具体的事業	事業内容	担当
47	学校におけるハラスメント及び性犯罪等防止体制の充実	校長会等において意識の徹底を図り、セクハラやパワハラ等ハラスメント及び性犯罪等防止の体制を充実します。	教育課
48	教職員対象のハラスメント及び性犯罪等防止研修の実施	教職員を対象に、校内研修等でハラスメント及び性犯罪等防止に向けて研修を実施します。	教育課
49	雇用の場におけるハラスメントの防止に向けた啓発促進	雇用の場における人権問題としてハラスメント防止について広報紙やSNS等を通して啓発を行います。また、県や市町村の研修や相談会の情報を広く周知します。	農林商工課 企画課・リブラ 人権同和对策室
50	地域の場におけるハラスメント防止に向けた啓発促進	地域における人権問題としてハラスメント防止について広報紙やSNS等を通して啓発を行います。また、団体等に対し資料を配布する等ハラスメントへの理解を図ります。	企画課・リブラ 人権同和对策室

《参考データ》

●暴力を受けたこと(まとめ)[全体、性別] (再掲)



●配偶者・パートナーや恋人間における暴力防止のために必要なこと[全体、性別]



資料：筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」(令和6年度)

## 主要課題2 男女の生涯を通じた心身の健康支援

### 【現状と課題】

すべての人が心身ともに健やかな生活を送ることや正しい知識に基づいて自分自身の身体や性に関する自己決定をする権利、いわゆる「リプロダクティブ・ヘルス&ライツ(性と生殖に関する健康と権利)<sup>(※)</sup>」は、男女共同参画社会を形成していくうえで基盤となる権利です。

住民意識調査によると、妊娠や性に関して「女性の意思が尊重されるべき」という考えに対して、「思わない」「わからない」「無回答」の合計が2割程度あり、リプロダクティブ・ヘルス&ライツについて十分に理解が浸透しているとは言えません。

また、性別によってかかりやすい病気の状況は異なり、特に女性は妊娠や出産、更年期障害など、生涯を通じて男性とは異なった健康上の問題に直面することがあります。一方で、男性に特有の疾病もあり、例えば女性よりも生活習慣病の罹患率が高い現状もあります。さらに、経済情勢や産業構造が変化する中で、仕事や職業生活に関する強い不安、悩みを抱え、メンタルヘルスの課題を抱える就労者も増えています。性別や就労状況によって異なる健康課題があるため、個人のライフステージごとに健康支援の取組を進めなければなりません。

### 【方針】

リプロダクティブ・ヘルス&ライツについては、住民の理解を図るために様々な機会をとらえてSNSを活用するなどさらなる啓発を継続し、年代に応じた性教育も国や県との連携の元に充実します。

各種健康診査や健康相談、学校での健康教育事業を通じて、男女の生涯を通じた健康づくりを支援します。また、心の健康については、相談しやすい窓口を充実し、個人の問題に対応した専門的な支援やアドバイスを行います。

妊産婦・新生児の家庭訪問や母子健康手帳交付時における乳幼児と保護者への指導等を通じて、母性保護の観点から、母性の保護と母子保健対策の推進及び妊娠・出産期への健康支援を充実します。また、女性特有の健康問題を踏まえ、女性が受診しやすい体制を整備し、女性の健康支援を進めていきます。

### 基本施策1 生涯を通じた健康支援

No.	具体的事業	事業内容	担当
51	リプロダクティブ・ヘルス&ライツ(性と生殖に関する健康・権利)に関する啓発	リプロダクティブ・ヘルス&ライツ(性と生殖に関する健康・権利)の理解を図るとともにそれぞれの年代に応じて学校での性教育や健康講座等により、教育、啓発を行います。	教育課 こども課
52	各種健康診査の実施	住民健診を受けやすい体制を充実し、個人のライフステージに応じた疾病の予防と健康の増進のために、各種健診の受診率の向上を図ります。また、乳幼児健診においては訪問指導も行い、必要な支援を行います。	健康課 こども課

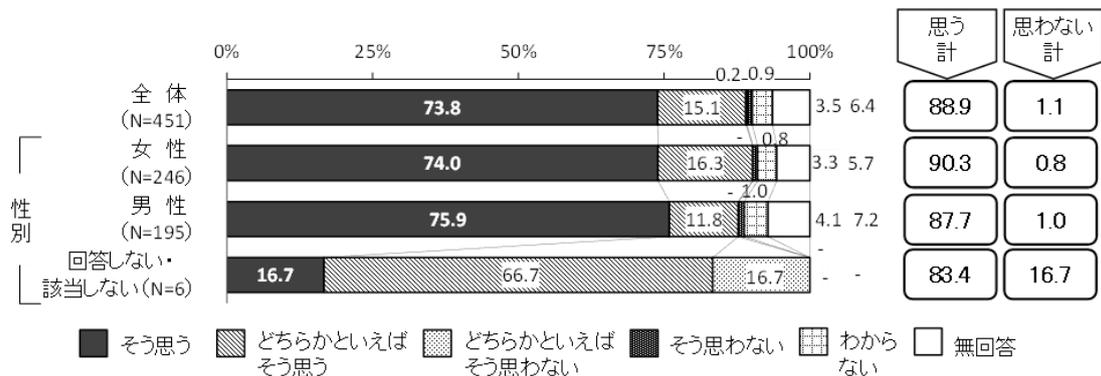
No.	具体的事業	事業内容	担当
53	健康相談事業の実施	健康課題の男女差を踏まえつつ、生活習慣病予防と重症化予防のための生活習慣改善を目的として、健診結果による個人に応じた保健指導とともに個別相談や栄養相談等QOL(生活の質)の向上に向け相談事業を実施します。	健康課
54	健康教育事業の実施	健康課題の男女差を踏まえつつ、生活習慣病予防や重症化予防と健康増進のために食生活改善教室、運動教室等を開催します。「自分の健康は自分でつくる」という意識を高めて、住民の健康づくりを支援します。	健康課
55	こころの相談事業の実施	臨床心理士及び公認心理師による相談対応により専門的な支援やアドバイスを行い、相談者の問題解決に向けて適切な支援を行います。	健康課

## 基本施策2 母性の保護と母子保健対策の推進

No.	具体的事業	事業内容	担当
56	妊産婦健康診査の実施	母子健康手帳交付時に妊婦健康診査および産婦健康診査の必要性について理解を深めるよう保健指導を行い、妊娠中や産後の健康管理を促進します。	こども課
57	母子健康教育の推進	妊婦等包括相談支援事業、パパママ教室及び育児相談を充実し、乳幼児及び保護者に対して適切な指導や情報提供を行います。	こども課
58	妊産婦・新生児の訪問指導	妊産婦や新生児の訪問指導を実施し、保護者の子育ての悩みや不安の軽減に努めます。支援の必要な母子に対して継続的な支援を行います。	こども課
59	女性の健康支援	各種健康診査について広報紙やホームページなどで受診勧奨を行うとともに、住民健診と特定健診の同日実施や女性特有のがん検診については女性医師による検診日の設定、個別検診の実施等、受診しやすい体制を整備します。	健康課

《参考データ》

●妊娠や性に関して、配偶者・パートナー、恋人との間で十分話し合うべき[全体、性別]



注：『思う』は、「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」の合計

『思わない』は、「そう思わない」+「どちらかといえばそう思わない」の合計

資料：筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」(令和6年度)

## 主要課題3 さまざまな困難を抱える人々への支援

### 【現状と課題】

暮らしの支援ニーズが多様化・複雑化し、日常生活や地域生活を営むことが困難な人が増加していることから、令和2年（2020年）に社会福祉法が改正され、重層的な支援整備体制が市町村の地域福祉計画に位置付けられました。また、女性支援新法においても、困難な問題を抱える女性については、年齢、障がいの有無、国籍等を問わず、法による支援の対象者とされています。女性の困難な問題が発生する要因は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、予期せぬ妊娠、DVや虐待、孤立・孤独など多岐にわたり、ここでも重層的、包括的な支援が求められています。令和4年（2022年）の国民生活基礎調査では、同居する家族を主に介護している人は、女性68.9%、男性31.1%となっており、女性の割合が高くなっています。介護している人への支援の充実が重要な課題となっています。

令和5年（2023年）に閣議決定した「こども未来戦略」では、ひとり親に対する各種支援を強化することとされましたが、厚生労働省の調査では父子家庭の支援に関する情報の認知が母子家庭より低く、子育てに関する不安が高いことが示されており、ひとり親に対しては個別の事情に沿った支援が必要です。

町においては、地域福祉計画やこども計画を策定し、誰もが生涯にわたって健やかに安心して生活できるよう、障がいのある人やその家族、増加するひとり暮らしの高齢者などへの支援体制を整備してきました。

### 【方針】

男女共同参画の観点から福祉サービスをさらに充実していきます。また、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、地域活動支援センターや関連する団体と連携しながら、事業活動への支援や生活環境整備に取り組みます。複合的な困難な問題を抱える女性に対しては、国、県や民間団体など関係機関と連携し、当事者に寄り添う支援となるように体制を整備します。

### 基本施策1 高齢者・障がい者等が充実した生活をおくるための支援

No.	具体的事業	事業内容	担当
60	高齢者・障がい者への訪問による支援	保健師等と在宅介護支援センター、地域包括支援センター及び社会福祉協議会等関係機関が連携しながら高齢者や障がい者を訪問し、状況把握と福祉サービスの説明や保健指導を行いQOL（生活の質）の向上のための性別で異なる生活課題に即して支援を行います。	福祉課 健康課
29	介護支援の充実（再掲）	介護保険制度とサービスの周知を行うとともに、個別のニーズに応じた相談と支援を行います。要介護・要支援の状態にあっても安心して暮らすことができるよう利用しやすいサービスの充実に努めます。	福祉課

No.	具体的事業	事業内容	担当
30	高齢者のいる家族への支援（再掲）	複雑化した様々な問題を抱える高齢者世帯の負担軽減となるよう、在宅介護支援センターや地域包括支援センターと連携し、ニーズに応じた支援を行います。	福祉課
31	障がい者（児）への支援（再掲）	障がい者（児）や家族の多様なニーズに対応するため関係機関と情報を共有し連携を図りながら支援を行います。また、制度や相談機関等についての周知を充実します。	福祉課
61	介護予防、生活支援事業の実施	高齢者が住みなれた地域の中で、生きがいを持って自立した生活を送れるよう、地域のニーズに応じた介護予防及び生活支援施策を推進します。	福祉課
62	オンデマンドバスの運行	『チョイソコちくちゃん』の運行により、生活交通手段を確保し、高齢者等の外出支援を行います。	企画課
63	シルバー人材センターの支援、育成	シルバー人材センターへの助成及び福祉課関連業務の委託等の支援により、高齢者の雇用促進や社会活動の促進を図ります。	福祉課
64	地域活動支援センターの活動支援	地域活動支援センターの活動を支援して、障がい者の社会参画を促進します。	福祉課

### 基本施策2 ひとり親家庭への支援

No.	具体的事業	事業内容	担当
65	ひとり親家庭への経済的支援の周知	児童扶養手当制度の周知を図り、支給によりひとり親家庭の経済的支援を行います。	健康課
		母子家庭の経済的支援のため、母子寡婦福祉資金貸付等制度などの周知を図ります。	こども課
		就学援助制度の周知を図り、経済的な理由で就学が困難と認められる家庭への経済的支援を行います。	教育課
66	ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭の親・児童、父母のない児童の医療費を助成します。	健康課
67	ひとり親家庭への配慮	ひとり親家庭に対し保育所・学童保育所への優先的入所や町営住宅入居者選考における優遇措置を実施します。	こども課 都市計画課

### 基本施策3 困難な問題を抱える女性等への支援

No.	具体的事業	事業内容	担当
68	相談体制の整備	女性相談支援員を配置し相談体制を整備するとともに、関係機関との連携を進めます。	企画課・リブラ
69	支援対象者の早期把握と支援	心身の不調や経済的困窮、就労困難等複雑で多様化した困難な問題を抱える女性等に対して、相談窓口の周知を図るとともに、県や関係機関と連携して支援を行います。	企画課・リブラ

## 男女共同参画プランの推進

### 【現状と課題】

本プランの着実な推進のためには、男女共同参画の理念を町政の全ての基礎におき、市内推進体制を充実させることが必要です。本町では、条例第16条に則り、男女共同参画に関わる施策や人権侵害に対しての苦情処理制度が定められています。

また、男女共同参画の取組を実施する拠点として男女共同参画センター「リブラ」が設置されていますが、住民意識調査によると、3分の1の住民が認知していない状況です。国の男女共同参画機構や県の男女共同参画センター「あすばる」と連携しながら、「リブラ」で地域に密着した啓発事業や就業を支援する事業を充実し、男女共同参画推進の拠点として住民の誰もが利用しやすい施設が求められます。

### 【方針】

市内の男女共同参画に関する事業の成果を把握するため、各施策について担当課に年次の実施状況を確認し、「筑前町男女共同参画推進審議会」による評価と提言を受けながら推進するとともに、定期的な住民意識調査を継続します。また、職員に対しては、男女共同参画の視点を踏まえた施策の実施に向けて研修を実施し、理解を深めていきます。苦情処理制度が有効に活用できるよう、今後も周知及び利用促進を図ります。

「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づいて策定している本町の特定事業主行動計画の取組についても、女性の職域拡大や管理職登用、男性の育児休業取得などの実施状況について、適切に把握しながら推進していきます。

### (1) 推進体制の充実

No.	具体的事業	事業内容	担当
70	男女共同参画に関する職員研修の実施	男女共同参画の視点に立った施策の推進のため、様々なテーマによる職員研修を行い、意識の浸透を図ります。	総務課 企画課・リブラ
71	男女共同参画苦情処理委員制度の周知	町の男女共同参画に係る施策と措置に関する苦情を処理し、性による人権侵害の救済を図るための男女共同参画苦情処理委員制度について住民への周知を充実します。	企画課・リブラ
72	リブラの機能充実	男女共同参画推進の拠点として、男女共同参画の理解を広めるための取組や就業・起業支援に向けた企画を行うなどセンターの機能充実を図ります。	企画課・リブラ

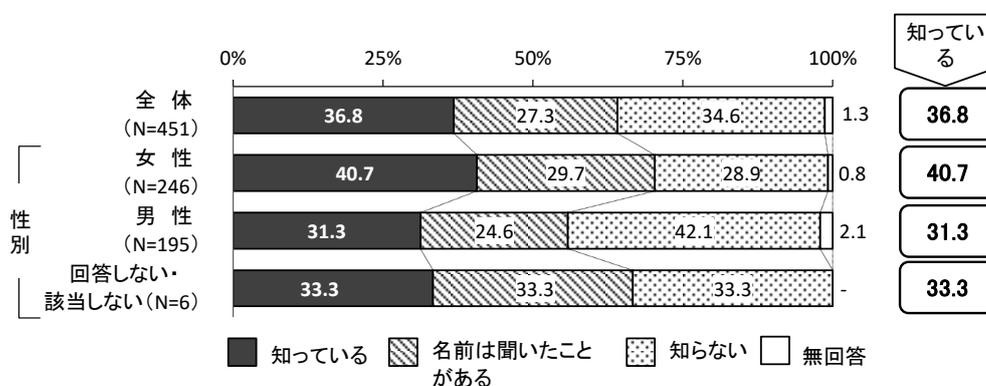
## (2)プランの進行管理

No.	具体的事業	事業内容	担当
73	男女共同参画に関する住民意識調査の実施	5年ごとのプランの見直しにおいて、男女共同参画を推進する施策検討の基礎資料とするため住民意識調査を実施して住民の意識と実態を把握します。	企画課・リブラ
74	男女共同参画プランの推進状況把握	男女共同参画プランの実施状況調査を行い、その結果について庁内推進会議及び筑前町男女共同参画審議会において検証し、改善していきます。	企画課・リブラ

## (3)特定事業主計画の推進

No.	具体的事業	事業内容	担当
75	町職員の職域拡大、能力開発の推進	職員は男女対等な構成員であることを基本として、女性の職務能力がより発揮しやすい環境を整備し、管理監督者への就任を推進するとともに、性別にとられない職場配置を行います。	総務課
76	ハラスメント防止のための研修の実施(町職員対象)	すべてのハラスメント防止に関する規程を定めて、職場における相談窓口の設置など対応を充実します。今後も、職員に向けて研修を実施します。特に管理監督者への研修等の強化を図ります。	総務課
77	特定事業主行動計画の実施	特定事業主行動計画の取組について職員に周知するとともに実施状況を把握して内容を見直ししながら、さらに推進していきます。また、子育て支援パンフレットについて職員に周知し、職場環境の改善に繋がります。	総務課

### ●男女共同参画センター「リブラ」の認知度[全体、性別]



資料:筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」(令和6年度)